



4月 自治協力委員会



令和6年4月4日(木) 午前9時30分
藤枝市役所西館5階 大会議室

- 1 委嘱式
自治協力委員名簿
藤枝市自治協力委員設置規則
- 2 市長あいさつ
- 3 副市長・教育長紹介
- 4 部局長紹介
- 5 各自治会・町内会へ「自治会・町内会運営の手引き」を2冊、
「藤枝市自治会・町内会加入促進マニュアル」を1冊配布しますのでご活用ください。

依頼	資料	令和6年度 環自協会費の納入	配布対象	参考書類
1		納入期限：6月28日(金) 生活環境課(環自協事務局) ☎643-3681	自治会長 町内会長	運営の手引き P.30
環自協では地域の環境衛生の向上等を推進するために活動しており、皆様からの会費を活動資金の一部としております。会費の納入について任意でのご協力をお願いします。				

依頼	資料	統一美化キャンペーン(530運動)の実施	配布対象	参考書類
2		実施日：5月19日(日) 午前10時まで 生活環境課 ☎643-3681	自治会長 町内会長	広報 5/5
令和6年度の統一美化キャンペーンを実施します。本活動では、市民総参加により地域の環境美化を推進していきます。				

依頼	資料	令和6年度 自治会等事務費交付金の手続き	配布対象	参考書類
3		提出期限：5月1日(水) 協働政策課 ☎643-3189	自治会長 町内会長	運営の手引き P.18
自治会・町内会の運営、活動に要する財政負担を軽減するための自治会等事務費交付金の交付に際し、令和6年4月1日現在の加入世帯数調べの提出をお願いします。				

依頼	資料	令和6年度 藤枝市防犯灯電気料交付金の手続き	配布対象	参考書類
4		提出期限：6月5日(水) 交通安全・地域安全課 ☎631-5553	自治会長 町内会長	運営の手引き P.18
防犯灯維持管理に要する自治会等の財政負担を軽減するため、自治会・町内会に対し、電気料の一部を交付します。				

依頼	資料	藤枝市長選挙及び藤枝市議会議員補欠選挙の執行	配布対象	参考書類
5		選挙管理委員会事務局 ☎643-3818	自治会長 町内会長	なし
藤枝市長選挙及び藤枝市議会議員補欠選挙に際し、自治会館や町内会館を投票所として借用させていただきますのでご協力をお願いします。				

情報提供	資料	令和6年度 藤枝市防災対策事業	配布対象	参考書類
6		大規模災害対策課 ☎643-3119 地域防災課 ☎643-2110	自治会長 町内会長	なし
令和6年度の防災関係年間計画等についてお知らせします。補助金等の説明については自主防災会宛に別途通知します。				

情報提供	資料	土木に関する要望書の提出	配布対象	参考書類
	7	道路課 ☎643-3169、河川課 ☎643-3516 農林基盤整備課 ☎643-3350	自治会長 町内会長	運営の手引き P.27、28

土木工事施工申請書については、3課の書式を統一しました。要望がある場合は提出をお願いします。

情報提供	資料	位置指定道路整備事業費補助金制度	配布対象	参考書類
	8	提出期限：8月末まで 道路課 ☎643-3169	自治会長 町内会長	運営の手引き P.21

市内にある未舗装の位置指定道路（私道）の舗装工事費を全額補助します。工事を行う際には、前年度に事前調査申込書の提出をお願いします。

情報提供	資料	道路損傷通報システム	配布対象	参考書類
	9	道路課 ☎643-3169	自治会長 町内会長	なし

スマートフォンで簡単に道路の損傷箇所を報告していただけます。

情報提供	資料	農林基盤整備課への申請書、要望書の提出	配布対象	参考書類
	10	提出期限：(1)①6月末、(1)②通年、(2)5月末 農林基盤整備課 ☎643-3350	自治会長 町内会長	運営の手引き P.26

管理のために必要となるコンクリートや用水路に堆積した土砂を浚渫するための原材料支給や重機借り上げ等を補助します。

情報提供	資料	特殊詐欺電話等防止機器購入費補助金	配布対象	参考書類
	11	交通安全・地域安全課 ☎631-5553	自治会長 町内会長	なし

固定電話機から始まる特殊詐欺被害を未然に防止することを目的として、通話録音装置機能が内蔵された固定電話機及び通話録音装置の購入費の一部を補助します。

情報提供	資料	宅配ボックス設置費補助金	配布対象	参考書類
	12	交通安全・地域安全課 ☎631-5553	自治会長 町内会長	なし

宅配物の盗難や宅配業者を装った強盗等に対する防犯施策として、宅配ボックスの設置に要する費用の一部を補助します。

情報提供	資料	令和6年度 年間主要行事予定	配布対象	参考書類
	13	協働政策課 ☎643-3189	自治会長 町内会長	なし

現時点での令和6年度年間主要行事予定を報告します。日時等が変更となる場合があるため、ご注意ください。

情報提供	資料	令和6年度 当初予算・組織の概要	配布対象	参考書類
	14	財政課 ☎643-3234	自治会長	なし

令和6年度の当初予算・組織の概要を報告します。

配布物		令和6年度 地区集会所等への車両駐車のお願い	配布対象	参考書類
		交通安全協会藤枝地区支部 ☎641-2011	自治会長 町内会長	なし

配布物		令和5年善行の記録「思いやりありがとう」	配布対象	参考書類
		生涯学習課 ☎643-3047	自治会長 町内会長	なし

配布物	「藤まつり」ポスター	配布対象	参考書類
	観光交流政策課 ☎643-3078	自治会長 町内会長	広報4/5
配布物	博物館特別展「昭和のこどもたち展」ポスター	配布対象	参考書類
	文化財課 ☎645-1100	自治会長 町内会長	広報3/20
配布物	「LOVE LOCAL FUJIEDA」上半期開催告知ポスター	配布対象	参考書類
	中心市街地活性化推進課 ☎641-3366	自治会長 町内会長	なし

次回、自治協力委員会

5月1日(水) 午前10時～
藤枝市役所 西館5階 大会議室

配布資料を掲載しています。ご活用ください。
キーワード検索は、Q 藤枝市 自治協力委員会





自治会長・町内会長 各位

藤枝市環境衛生自治推進協会会長
生活環境課長

令和6年度 環自協会費の納入について（依頼）

環自協は住民自らの手により地域の生活環境の清浄化並びに環境衛生の向上を推進することを目的として活動を行っておりますが、防疫薬剤の購入や集積所の整備等について、皆様からの会費を活動資金の一部としております。

つきましては、藤枝市環境衛生自治推進協会規定に基づき、令和6年度 藤枝市環自協会費について、下記のとおりお納めいただきますようお願い申し上げます。

御多忙中誠に恐縮ですが、よろしくお願い致します。

なお、会費の納入については任意です。

記

- 1 依頼額 1世帯 100円
- 2 納入期限 令和6年6月28日（金）
- 3 納入先 環自協事務局（市役所南館3階：生活環境課内）
- 4 納入方法 ①窓口払い
環自協事務局へ直接お支払いください。
②口座振込
静岡銀行 藤枝支店（普通） 757890
（口座名義） 藤枝市環境衛生自治推進協会
※口座振込みの場合は、町内会名または自治会名でお願いします。
※振込手数料は、町内会（自治会）負担でお願いします。
- 5 その他 環自協委員には、4月5日（金）の環自協全体連絡会にてお知らせします。

【問い合わせ先】

生活環境課（市役所南館3階）

Tel : 054-643-3681

Fax : 054-641-9083

Mail : kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp



自治会長・町内会長 各位

生活環境課長

統一美化キャンペーン（530運動）の実施について（依頼）

令和6年度の統一美化キャンペーン（530運動）について、下記のとおり実施しますのでご協力いただきますようお願い申し上げます。本活動は、市民総参加により、道路・公園・小河川等の空き缶・空きびん・ごみ等の回収及び投げ捨て防止の呼び掛けを行うことにより、地域の環境美化を推進し、快適な環境づくりについて市民意識の高揚を図ることを目的として行います。

記

- 1 実施日 令和6年5月19日（日）
- 2 実施主体 藤枝市・自治会・環自協・環境美化推進員
- 3 依頼内容 実施方法・範囲・時間を決め、次の種類に分け、午前10時までに各収集指定場所（別紙）へ集めてください。
《 分別方法：4種類に分別してください。 》
 - ①燃やすごみ（口をしぼる）
 - ②缶【鉄・アルミ等金属類】（口は開けたまま）
 - ③無色のびん（口は開けたまま）
 - ④色びん（口は開けたまま）※半透明ポリ袋に、「燃やすごみ」「缶」など、マジックで記入
※回収したごみを入れるポリ袋は、環自協委員に配布
※仕分けに使うポリ袋は、配布したものでなくても可
※草は、出来る限り木の根元など土へ戻すようお願いします。
- 4 その他
 - ・回収は、午前10時から市の収集車で行います。
 - ・雨天でも回収は行いますが、実施の判断は各団体でお願いします。
 - ・統一開催日以外に実施していただける場合は、通常の燃やすごみ及び資源不燃ごみの日に分別して排出をお願いします。
 - ・熱中症等、体調には十分留意してください。

【問い合わせ先】

生活環境課（市役所南館3階）

Tel : 054-643-3681 Fax : 054-641-9083

Mail : kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp

【 統一美化キャンペーン（530運動）収集指定場所一覧 】

町内会名	集積場所
本郷	荻間会館駐車場
中里	不燃物集積所 (ハラダ製茶農園中里工場手前)
	峠公民館
たかね(市之瀬)	不燃物集積所
たかね(蔵田)	不燃物集積所
たかね(大久保)	大久保公民館
滝沢	(元)下滝沢茶農協
滝ノ谷	
堀之内	堀之内公民館
谷稲葉	谷稲葉会館
宮原	宮原公民館
寺島	寺島町内会館
助宗	助宗町内会館
西方	西方第一老人憩いの家
	西方第二町内会館
	不燃物集積所(葉梨西北小前)
	不燃物集積所(西方八幡宮前)
北方	不燃物集積所(3ヶ所)
白藤	白藤公園
中ノ合	中ノ合町内会館
上川	上川町内会館
花倉	花倉公会堂
横見	不燃物集積所
中田	中田公会堂
上藪田	上藪田町内会館
下藪田	下藪田町内会館
高田	高田町内会館
藤枝サニーヒルズ	不燃物集積所
清里1丁目	不燃物集積所 (清里一号整圧所)
清里2丁目	清里二丁目町内会館
南清里	不燃物集積所
時ヶ谷第1	時ヶ谷町内会館
時ヶ谷第2	時ヶ谷第2町内会館
時ヶ谷第3	時ヶ谷中央ふれあい広場
時ヶ谷第4	三沢会館
水守	水守町内会館駐車場
八幡	八幡町内会館
鬼島	鬼島公園
上当間	上当間町内会館
下当間	久保田公会堂
	下当間下町内会館
潮	潮集会所
仮宿	仮宿公会堂
横内	横内町内会館
長楽寺2	長楽寺公園北側入り口
益津下	益津下会館
稲川	稲川会館
	木内建設下

町内会名	集積場所
郡1	不燃物集積所(白子くすの木広場) 不燃物集積所(コンツナ倉庫前)
郡2	郡公会堂
大手	不燃物集積所(大手公園)
	不燃物集積所(広小路)
田中1丁目	亀城会館
田中2丁目	
田中3丁目	
平島第1	平島上公会堂
平島第2	平島第二公会堂
平島第3	不燃物集積所(平島集会所横)
平島第4	県営住宅B棟横集積所
原第1	原会館 大谷川公園
原第2	
原第3	
原第4	
原第5	
原第6	
木町第1	藤枝第二自治会館
木町第2	
木町第3	新町公園 日切地藏尊前
木町第4	茶町公園
木町第5	
栄	栄会館
小坂	小坂会館
上传馬	神明神社
益津	藤枝第四自治会館
岡出山1丁目	みどり公園
岡出山2丁目	山崎公園
岡出山3丁目	不燃物集積所(長楽寺公園)
千歳	若王子会館(蓮華寺池東側)
	若王子第一公園
長楽寺1	長楽寺会館(天満宮)
白子	白子会館
下伝馬	下伝馬会館
左車	左車会館
市部第1	市部公園
市部第2	
市部第3	
五十海東	五十海第一会館
五十海西	
藤岡1丁目	藤岡会館
藤岡2丁目	
藤岡3丁目	
藤岡4丁目	
藤岡5丁目	
藤岡5丁目	不燃物集積所(藤岡西公園)

町内会名	集積場所
前島上東	青島第一自治会館
前島上西	
前島仲	
田沼北	田沼北集会所
田沼中	田沼中会館
田沼南	田沼南公会堂
富士見町	不燃物集積所
日の出町	不燃物集積所
マークス・ザ・タワー藤枝	不燃物集積所
小石川町	小石川町会館
東町	不燃物集積所
メソングランツ藤枝	不燃物集積所
駅前第1	不燃物集積所
駅前第2	不燃物集積所
駅前第3	不燃物集積所
ファミリー藤枝	不燃物集積所
エンブルエバー藤枝駅前	不燃物集積所
喜多町	喜多町公民館
サーパス西公園	不燃物集積所
駿河台1	不燃物集積所(栗下公園)
駿河台2	
駿河台3・5	
駿河台団地	
メゾン駿河台	
南駿河台1・2	不燃物集積所(滝ヶ谷公園)
南駿河台3	
南駿河台4	
南駿河台5	
南駿河台6	
青木北	青木公会堂
青木西	
青木東	
青木南	
志太第1	志太公民館
志太第2	
志太第3	
志太第4	
志太第5	
瀬戸新屋	瀬戸新屋ふれあい広場
水上	水上公民館
南新屋	南新屋会館
新南新屋	新南新屋会館
芙蓉台	不燃物集積所
緑の丘	不燃物集積所
青葉町中	青葉町中公会堂
青葉町南	青葉町南町内会館
追分	追分町内会館
追分西	不燃物集積所
一里山	不燃物集積所
三軒屋	三軒屋ふれあい会館

町内会名	集積場所
瀬戸	瀬戸公民館
内瀬戸	内瀬戸公民館
光洋台	光洋台南公園
青南町上	青南町公会堂
青南町下	
瀬古第1	瀬古町内会館
瀬古第2	
瀬古第3	
ふじみ台	丸山南公園
泉宮瀬古団地	
築地	不燃物集積所(築地地下道前)
築地上	築地上会館
高柳上	高柳上中央会館
高柳仁平	高柳仁平公会堂
高柳切島	不燃物集積所(切島会館駐車場)
高柳茶屋河原	茶屋河原会館
高柳巾溝	高柳巾溝会館
高柳大淵	大淵町内会館
高柳下	高柳下町内会館
兵太夫北	高洲兵北会館
兵太夫中	兵太夫中町内会館
兵太夫南	兵太夫南町内会館
兵太夫下	兵太夫下集会所
兵太夫上1	高洲第四自治会館
兵太夫上2	
兵太夫上3	
兵太夫上4	
兵太夫上5	
大新島	大新島町内会館
与左衛門	与左衛門ふれあい広場
大東町西	大東町西ふれあい広場
大東町北	大洲第一大東町自治会館
大東町東	不燃物集積所 (オリジンコーポレーション横)
大東町南	不燃物集積所(清流館高校北)
善左衛門上	善左衛門上公会堂
善左衛門下	善下公会堂
弥左衛門	弥左衛門公会堂
泉町	泉町公会堂
忠兵衛	忠兵衛公会堂
青洲団地	集会場
源助	源助公会堂
五平	五平公会堂
岡部1・2・4自治会	[燃やすごみ、 缶・びん等不燃ごみ] エコステーション ※月曜日がプラ、木くず収集日のため
岡部3・5自治会	[燃やすごみ] 燃やすごみ集積所 [缶・びん等不燃ごみ] エコステーション



藤協第1号
令和6年4月4日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長

令和6年度 自治会等事務費交付金の手続きについて（依頼）

本市では、自治会や町内会の運営、活動に要する財政負担を軽減するために、自治会等に対しまして、自治会等事務費交付金を交付しています。

つきましては、その算出基礎とするために、令和6年4月1日現在の町内会ごとの加入世帯数を自治会で取りまとめ、別紙の「自治会・町内会加入世帯数調べ」に記入し、下記のとおり提出をお願いします。

また、自治会の振込口座につきましては、他部署からも提出を求められることが多くあるかと思えます。再度同じ振込口座を提出していただく負担を軽減するために、今回提出していただいた振込口座を庁内で共有することに同意していただく場合には、別紙の該当箇所に記入をお願いします。

記

- 1 提出書類 (1) 「自治会・町内会加入世帯数調べ」(別紙)
(2) 自治会口座の通帳 又は キャッシュカードのコピー
- 2 提出期限 令和6年5月1日(水)【5月自治協力委員会開催日】
- 3 提出方法 5月自治協力委員会受付で提出
協働政策課(市役所東館4階)へ直接提出
または、下記のメールアドレスへ提出
- 4 支払日 前期分: 6月下旬
後期分: 10月上旬 を予定しています。
- 5 その他 「予算・決算書例」を裏面に記載しましたので、交付金の適正な会計処理の参考としてください。

【問い合わせ先】

協働政策課(市役所東館4階)

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

参 考

<予算書例>

令和〇〇年度 予算書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	増 減	備 考
会 費				〇〇円×〇〇世帯×12ヶ月
寄 付 金				〇〇より〇〇円
助 成 金				自治会等事務費交付金
集会所使用料				
繰 越 金				前年度からの繰越金
雑 収 入				預金利息〇〇円
合 計				

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	増 減	備 考	
総務費	会 議 費			総会〇〇、役員会〇〇円	
	通 信 運 搬 費			郵便料金〇〇円、電話料金〇〇円	
	事 務 消 耗 品 費			事務用品〇〇円	
	印 刷 費			印刷代〇〇円、写真代〇〇円	
	備 品 購 入 費			書庫〇〇円、机〇〇円	
	負 担 金 ・ 助 成 金			〇〇自治会〇〇円、老人クラブ〇〇円…	
	人 件 費			会長〇〇円、副会長〇〇円…	
	慶 弔 費			香典〇〇円×〇件	
	集会所	水 道 光 熱 費			水道〇〇円、電気〇〇円、ガス〇〇円
		修 繕 費			畳表替え〇〇円
保 険 料				火災保険〇〇円	
事業費	環 境 ・ 衛 生 費			町内清掃お茶代〇〇円×〇〇本	
	防 犯 費			防犯灯新設〇〇円、修繕〇〇円	
	体 育 振 興 費			運動会〇〇円	
	レクリエーション費			夏祭り〇〇円	
	福 祉 費			敬老会〇〇円	
予 備 費					
合 計					

<決算書例>

令和〇〇年度 決算書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	差引額	備 考
※予算科目と同じ				※実績をできるだけ詳しく記載
合 計				

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	差引額	備 考
※予算科目と同じ				※実績をできるだけ詳しく記載
合 計				

自治会・町内会加入世帯数調べ

記載例

自治会名 〇〇自治会

令和6年4月1日現在

町内会名	加入世帯数
〇〇町内会	175
〇〇町内会	28
〇〇町内会	203
〇〇町内会	45
〇〇町内会	50
合計	501

※この調べを基に、事務費交付金を算出します。

- 提出期限…令和6年5月1日（水）まで【5月自治協力委員会開催日】
- 添付書類…自治会口座の通帳又はキャッシュカードのコピー
- 提出先…協働政策課（市役所東館4階）へ直接提出
5月自治協力委員会受付で提出
メール(kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp)での提出

○振込口座を市役所内で共有することに同意 する / しない



藤交地第2号

令和6年4月4日

自治会長・町内会長 各位

交通安全・地域安全課長

令和6年度 藤枝市防犯灯電気料交付金の手続きについて（依頼）

藤枝市では、防犯灯維持管理に要する自治会等の財政負担を軽減するため、自治会・町内会に対し、電気料の一部を交付します。

1 交付対象	令和6年4月1日現在、自治会・町内会が維持管理している防犯灯
2 交付金額	前期・後期ともに次の①、②のとおり交付金額を算出 ① LED灯数×LED電気料平均単価×6か月×3/4 ② 蛍光灯灯数×蛍光灯電気料平均単価×6か月×3/4 ※ 電気料平均単価は、次の区分をもとに前期・後期ごとに算出 ○ LED灯区分：10ワットまで ○ LED灯区分以外の防犯灯区分：20～40ワットまで
3 交付時期	交付金額を2回に分けて交付します。（前期：9月、後期：2月） ※ 自治会・町内会の指定の口座へ振り込みます。
4 交付手続 （提出書類）	「令和6年度 藤枝市防犯灯電気料交付申請書」（別紙）に下記の書類を添付し、御提出ください。【記載例あり】 ※ 防犯灯数は契約の電力会社が発行する電気料領収書を基に算定するため、報告灯数と補助対象灯数に相違がある場合があります。 添付書類 （1） 契約の電力会社が発行する 令和6年4月分の①、又は② ① 電気料領収書のコピー【口座払分】 ※ 領収書のページが複数ある場合は、すべてのページが必要です。 ※ 防犯カメラの電気料は交付金の対象外となりますので、防犯カメラの契約箇所にマーカー等で線引してください。 ② （支払済みの）振替払請求書兼受領証のコピー【納付書払分】 ※ 防犯灯を新たに設置し、口座払にしていない契約分 （2） 振込口座の通帳の「表紙」と「表紙の内側」のコピー ※ 別紙一覧に記載された町内会のみとなります
5 提出期限	令和6年6月5日（水）【令和6年6月自治協力委員会】
6 提出先	市民協働部 交通安全・地域安全課（藤枝市役所 東館4階） ※ 各地区交流センターまたは岡部支所でもお預かりします。

【問い合わせ先】

交通安全・地域安全課（市役所東館4階）

Tel : 054-631-5553

Fax : 054-643-3327

Mail : kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp

提出:振込口座の通帳「表紙」と「表紙の裏側」のコピー
 ※金融機関名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるもの

令和6年度 防犯灯電気料交付金申請において口座情報を提出する町内会一覧

自治会名	町内会名	自治会名	町内会名	自治会名	町内会名	自治会名	町内会名	自治会名	町内会名			
瀬戸谷第2	市之瀬	広幡第2	広幡自治連合会	青島第2	田沼北	青島第12	瀬古第1第2	岡部第1	廻沢			
	蔵田		下当間		田沼中		瀬古第3		横添			
	大久保		仮宿		田沼南		ふじみ台		岡部台			
	中里		潮		日の出町		県営瀬古団地		川原町			
瀬戸谷第3	滝沢	西益津第1	横内	青島第3	富士見町	高洲第1	築地	岡部第2	岡部			
	滝ノ谷		長楽寺2		小石川町		築地上		内一			
稲葉第1	堀之内		益津下		青島第4	東町	高洲第2西		高柳上	岡部第2	内二第一	
	谷稲葉		郡1			駅前第1			高柳仁平		内二第二	
稲葉第2	寺島	郡2	青島第5	駅前第2		高洲第2北	高柳切島	岡部第3	内二第三			
	助宗	稲川		駅前第3			高柳茶屋河原		岡部南			
葉梨第1	宮原	西益津第2		大手	喜多町	高洲第2東	高柳大淵		岡部第3	岡部本郷		
	北方			田中一丁目	駿河台一丁目		高柳下	山東				
	白藤		田中二丁目	駿河台二丁目	高柳巾溝		三輪旭ヶ丘					
葉梨第2	西方	西益津第3	田中三丁目	青島第5	駿河台三・五丁目	高洲第3	兵太夫南	岡部第4	三輪やよい			
	中ノ合		平島第1		駿河台団地		兵太夫中		三輪			
	花倉		平島第2		駿河台西団地		兵太夫北		オレンジ			
	上川		平島第3		南駿河台一・二丁目		兵太夫下		三輪向原			
葉梨第3	横見	藤枝第3	平島第4	青島第8	南駿河台三丁目	高洲第4	兵太夫上第1	岡部第4	子持坂			
	中田		栄		南駿河台四丁目		兵太夫上第2		入野			
	上藪田		上伝馬		南駿河台五丁目		兵太夫上第3		村良			
葉梨第3	下藪田	藤枝第6	小坂		青島第8		南駿河台六丁目		高洲第5	兵太夫上第4	岡部第5	桂島
	藤枝サニーヒルズ		千才	瀬戸新屋		兵太夫上第5	羽佐間					
	南清里	藤枝第7	長楽寺1	水上		大洲第2	大新島	岡部第5		殿		
	清里1丁目		白子	南新屋			与左衛門			新舟		
	清里2丁目		下伝馬	新南新屋	善左衛門下		宮島					
葉梨第4	高田	藤枝第9	左車	青島第9	芙蓉台	大洲第3	善左衛門上	岡部第5	小園			
	時ヶ谷第1		藤岡1丁目		緑の丘		弥左衛門		青羽根			
	時ヶ谷第2		藤岡2丁目		追分		泉町		玉取			
	時ヶ谷第3		藤岡3丁目		追分西		忠兵衛					
広幡第1	時ヶ谷第4	藤岡4丁目	青島第10	青葉町中	大洲第4	青洲団地	岡部第5	岡部第5	青羽根			
	水守	藤岡5丁目		青葉町南		源助			玉取			
	八幡	青島第10		一里山		一里山			五平	岡部第5	岡部第5	岡部第5
	鬼島			三軒屋		三軒屋			岡部第5			
上当間	光洋台		光洋台	岡部第5	岡部第5	岡部第5						
	瀬戸		瀬戸				岡部第5	岡部第5				
内瀬戸	内瀬戸	岡部第5	岡部第5							岡部第5		



藤選第1号

令和6年4月4日

自治会長・町内会長 各位

選挙管理委員会事務局

藤枝市長選挙及び藤枝市議会議員補欠選挙の執行について（依頼）

令和6年5月26日（日）に執行される藤枝市長選挙及び藤枝市議会議員補欠選挙に際し、以下のことについてお知らせします。

1 日程

(1) 告示日 令和6年5月19日（日）

(2) 投票日時 令和6年5月26日（日） 午前7時から午後8時まで

(3) 期日前投票

ア 藤枝市役所

イ 岡部支所

ウ 高洲地区交流センター

} 5月20日（月）から5月25日（土）まで6日間

新 エ 藤枝地区交流センター（5月21日（火）から5月22日（水）まで2日間）

新 オ 青島南地区交流センター（5月23日（木）から5月24日（金）まで2日間）

※ 投票時間は、いずれも午前8時30分から午後8時までです。

2 自治会長・町内会長の皆様へのお願い

(1) 投票所借用

自治会館や町内会館の投票所としての借用に御協力をお願いします。

該当の会館：青島第1自治会館、瀬戸公民館、藤岡会館、青木公会堂、茶屋河原会館、原会館、平島第1町内会館、高洲第4自治会館、三輪公民館

(2) 投票立会人

各投票区の担当者より投票立会人（各投票所2名、半日交代の場合は4名）について連絡させていただきますので、御協力をお願いします。

3 その他

(1) 選挙公報の配布

前回の選挙と同様に、市内新聞配達業者による新聞折込とポスティングにより配布します。告示日の立候補受付終了後に藤枝市選挙管理委員会が作成します。（配布は5月20日以降）

(2) 投票所入場券の発送

世帯ごと（4人まで）に1枚（※有権者が5人以上の世帯には、2通のハガキが届きます。）の圧着ハガキにまとめた入場券を郵送します。5月13日に発送を予定していますが、地域によっては到着までに時間がかかる場合があります。

入場券がお手元に届かない場合や、紛失された場合でも、期日前投票所又は当日の投票所での再発行により投票できます。

【裏面あり】

令和 6 年 4 月 4 日

各自治会長・町内会長 様

藤枝市選挙管理委員会委員長 小野 光 男

藤枝市明るい選挙推進協議会会長 永 田 断

公正な選挙の執行について

日頃、各種選挙の執行に際しまして、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 5 月には、下記のとおり藤枝市長選挙及び藤枝市議会議員補欠選挙が執行されます。

藤枝市選挙管理委員会及び藤枝市明るい選挙推進協議会では、ルールを守った明るい選挙を訴え、公正な選挙の執行について関係機関にお願いしているところであります。

皆様も御承知のことと思いますが、自治会・町内会は住民の自治による任意の団体であります。しかしながら、自治会・町内会が選挙に関わる場合、その態様によっては市民の皆様の誤解を招くおそれがあるため、組織を使ってそれらの活動に深く関わることは、その構成員及び組織の性格上好ましくないと認識しております。

つきましては、自治会・町内会が地域住民の意思を反映した民主的な団体であることをお考えいただいたうえで、民主政治の基盤である選挙が明るく正しく行われることをお願い申し上げます。

記

1 告示日 令和 6 年 5 月 19 日（日）

2 選挙期日 令和 6 年 5 月 26 日（日）

公職選挙法（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

【問い合わせ先】

選挙管理委員会事務局（市役所西館 3 階）

Tel : 643-3818

Fax : 643-3604

Mail : senkyo@city.fujieda.shizuoka.jp



藤枝市
Fujieda City

自治協力委員会

資料 No. 6

藤地防第10号

令和6年4月4日

自治会長・町内会長 各位

大規模災害対策課長
地域防災課長

令和6年度 藤枝市防災対策事業について（情報提供）

令和6年度の藤枝市防災対策事業について、別紙のとおり報告します。

自主防災会組織における補助制度等については、4月20日（土）の説明会にて自主防災会に対して行います。ご承知おきください。

【問い合わせ】

大規模災害対策課

TEL : 643-3119 (直通)

Mail : saigai@city.fujieda.shizuoka.jp

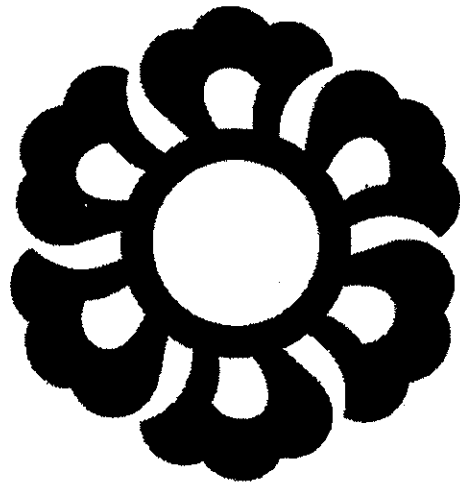
地域防災課

TEL : 643-2110 (直通)

Mail : bosai@city.fujieda.shizuoka.jp

令和6年度

藤枝市防災対策事業



藤枝市

Fujieda City

藤枝市 総務部 危機管理センター
大規模災害対策課・地域防災課

お問い合わせ先

大規模災害対策課

TEL : 643-3119 (直通)

Mail : saigai@city.fujieda.shizuoka.jp

地域防災課

TEL : 643-2110 (直通)

Mail : bosai@city.fujieda.shizuoka.jp

1 令和6年度 防災対策事業重点方針（風水害・地震対策等）

危機管理体制の強化

危機管理センターの強化・充実

地震、風水害等の大規模な自然災害や新型コロナウイルスなどの危機管理事案に対し、全庁的な総合調整と一元的な情報管理を強化するとともに、志太消防本部との適切な連携や、消防団及び自主防災会への指導を行い、更なる危機管理体制の充実を図る。

「大規模災害対策課」は、危機管理に関する総合的な企画及び調整、関係機関との連携強化、防災施設や資機材の整備といった「公助」を担当。

「地域防災課」では、災害発生時に「自助」・「共助」の地域の中核となる、自主防災組織や消防団の育成・強化を担当。

危機管理センター事業内容

●大規模災害対策課

事業名	事業内容
危機管理対策事業	危機管理体制の整備並びに危機事態の掌握、調整及び統括に関すること 地域防災計画及び防災会議に関すること 国民保護計画及び国民保護協議会に関すること 地震災害警戒本部及び災害対策本部に関すること 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関すること 原子力発電所の安全・防災対策に関すること
防災施設等整備事業	防災行政無線及び防災倉庫資機材に関すること

(1) 防災行政無線等による情報伝達網の強化

アナログ及びデジタル移動無線システムの円滑な運用や同報無線の柱の更新、ドローンを活用した情報収集など情報伝達網の強化・充実を図る。

また、音声・文字情報を一括で配信する「防災緊急情報一斉配信システム」を活用することで、災害情報等の伝達時間を短縮し、さらには市独自のスマートフォン向け防災アプリ「藤枝市防災」の周知により、市民の情報収集手段の拡充を図る。

(2) 原子力災害対策の啓発

広域避難計画の具体的な運用等について国、県及び関係自治体等と協議を継続して、さらに実効性のある計画となるよう随時、見直し・修正を行うとともに、「原子力防災広域避難ガイド」を活用し、市民への原子力災害対策の啓発を図る。

(3) 南海トラフ地震の新たな防災対応

南海トラフ地震臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について、市民が正しく理解するとともに、家庭内安全対策が平時から確実に実施できるよう、啓発を強化する。

(4) 国民保護計画の推進

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小限にするため、必要な物資・資機材の備蓄、整備や訓練及び啓発をし、市の国民保護措置の実施体制確立を図る。

●地域防災課

事業名	事業内容
防災対策推進事業	自主防災組織に関すること 防災意識の啓発及び推進に関すること 防災訓練に関すること 消防水利の設置に関すること 消防団に関すること
各種事業及び補助金	防災研修会、地域防災指導員養成講習会 家具転倒防止器具取付サービス事業、感震ブレーカー等設置推進事業 藤枝女性防災ネットワーク 災害時協力井戸支援事業 自主防災組織活性化・資機材整備・倉庫整備事業補助金

(1) 自主防災組織の活性化推進

①地域防災指導員の養成

自主防災組織を専門に指導できる地域防災リーダーを継続的に養成して、自主防災組織の活性化を推進するとともに、共助「自らの地域は、皆で守る」の精神に基づく、地域防災力の強化・向上を図る。

②自主防災会防災計画書・避難生活計画書の作成支援

自主防災会防災計画書の充実を図るため自主防災会への支援を行うとともに、指定避難所ごとの避難生活計画書がより実践的な内容になるよう、地域と協働で見直していく。

(2) 地区交流センターを拠点とした地域防災体制づくり

地区交流センターが中心となり、自治会、町内会、自主防災会、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、消防団、事業所、その他防災関係機関と地域防災連絡会を開催する。

また、地域防災連絡会において、感染症対策や男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営などについて協議を行う避難所運営委員会を中心に避難生活計画書をより実践的なものとする。

(3) わが家の地震対策3本柱【耐震化・家具の転倒防止・非常用品の準備】の啓発

藤枝市防災研修会、出前講座、防災指導員養成講座等を開催し、「自らの命は、自らで守る」を原点とした家庭内対策の充実、『わが家のハザードカルテ』を活用した防災意識の高揚を図る。

①家具転倒防止器具取付サービス事業

家具の転倒などによる人的被害を軽減するため、市内全世帯を対象とした家具の転倒防止器具取付サービスを実施し、それぞれの家庭内の安全対策の推進を図る。

②感震ブレーカー等設置推進事業

南海トラフ巨大地震等の大地震に備え、地震による電気火災から「家」・「地域」を守るため、感震ブレーカーの設置を推進し、その設置費用の一部を助成する。

特例世帯（※）に該当する場合は設置にかかる費用に対して、助成率を10/10（上限10万円、千円未満切捨て）とする。

※特例世帯とは要介護3以上の認定を受けた人、身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）・療育手帳の交付を受けた人がいる世帯

③災害時協力井戸支援事業

大規模災害時における地域住民の生活用水の確保を図るため、個人や企業が所有または自主防災会等が管理する井戸を対象に災害時協力井戸として登録する事業。

「災害時協力井戸」の候補として選定された井戸に対し、水質検査などの維持管理等に要する費用の一部を助成する。助成率は1/2（上限5万円、千円未満切捨て）とする。

(4) 市民の防災意識・技能の向上

総合防災訓練や地域防災訓練等の実施から、市民の防災意識の高揚と防災知識・技能の向上を図る。特に総合防災訓練については、夜昼の2度のサイレン吹鳴により前震や余震に対しての意識を高め、いつ起こるかわからない災害への備えを確立する。

2 令和6年度 年間計画の概要

時 期		項 目	備 考
4月	14日 (日)	消防団入隊団式	消防団、支部長
	20日 (土)	自主防補助金等説明会	自主防災会長
5月	8日 (水)	地域防災指導員連絡会【第1回】	隔月開催・地区代表者
6月	(随時)	地域防災連絡会 避難所運営委員会	自主防災会、学校、市他
	2日 (日)	水防訓練 〔瀬戸川河川敷〕	河川課、志太消防、 危機管理センター他
	9日 (日)	自主防災会消火器・可搬ポンプ取扱講習会 〔瀬戸川河川敷〕	自主防災会、志太消防、市
7月	18日 (木)	地域防災指導員養成講習会【初級開講】	全6回・対象者
8月	31日 (土)	藤枝市総合防災訓練 ※夜間サイレン 〔メイン会場：調整中〕	自主防災会、消防団、市他
9月	1日 (日)	藤枝市総合防災訓練 ※午前サイレン	自主防災会、消防団、市他
	19日 (木)	地域防災指導員養成講習会【中級開講】	全4回・対象者
10月	19日 (土)	地域防災指導員養成講習会【上級】 ※1日開催	対象者
12月	1日 (日)	藤枝市地域防災訓練 〔メイン会場：調整中〕	自主防災会、消防団、 医療関係機関、市他
1月	5日 (日)	消防団出初め式 〔市民会館〕	消防団、自治会長
	25日 (土)	防災研修会 〔生涯学習センター〕	自主防災会他

※日程・対象者については変更となる場合がございます

3 藤枝市総合防災訓練及び地域防災訓練について

令和6年度の防災訓練は、8月31日(土)、9月1日(日)に実施する『総合防災訓練』、12月1日(日)(12月第1日曜日)「地域防災の日」に実施する『地域防災訓練』とする。

	参加機関	訓練(案)
総合防災訓練 8月31日(夜間) 9月1日(日中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市 ・ 防災関係機関 ・ 自主防災組織、学校 ・ その他の事業所 等 	◎南海トラフ巨大地震を想定 ・ 地震発生①8月31日19時00分 ※震度5強 ②9月1日8時30分 ※震度7 倒壊家屋多数 ・ 防災機関との連携訓練 他
地域防災訓練 12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市 ・ 防災、医療関係機関 ・ 自主防災組織、学校 ・ その他の事業所 等 	◎突然発生の地震を想定 ・ 地震発生 午前9:00 ・ 医療救護訓練 他
原子力防災(避難)訓練 3月予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市 ・ 防災関係機関 ・ 自主防災組織(UPZ内) 	◎大地震との複合災害を想定 ・ 一時移転 午前X時 ・ 避難退域時検査訓練 他

4 自主防災組織における補助制度

(1) 自主防災会活性化事業補助金

自主防災組織の活性化を図るため、防災訓練やその他防災事業に対して補助金を交付する。均等割（1 自主防災会につき 25,000 円）と世帯数割額（1 世帯につき 200 円）を合算して得た限度額とする。

（※すべての自主防災会が対象）

(2) 自主防災会資機材整備事業補助金

自主防災会の活動を推進するため、防災資機材を整備又は修繕する自主防災会に対し、補助金を交付する。（市費補助 2/3 以内、限度額 50 万円）

※令和 7 年度の要望は 7 月頃に通知し、9 月中旬までに提出

(3) 自主防災会倉庫整備事業補助金

自主防災会の保有する防災資機材を収納するための倉庫を設置又は改築する自主防災会に対し、補助金を交付する。（市費補助 2/3 以内、限度額 25 万円）

※令和 7 年度の要望は 7 月頃に通知し、9 月中旬までに提出

5 自主防災会の平常時対策

(1) 防災知識の学習（地域住民への防災知識の普及・啓発（講演会・研修会・訓練等））

(2) 「防災委員」の自主防災会での活動推進

(3) 「自主防災計画書」の作成

各自主防災会ごとに実践的な計画書となるよう、防災訓練等の実践をとおして検討、見直しを行なってください。

(4) 各種台帳の作成

ア 防災世帯台帳（基礎となる個票）

イ 避難行動要支援者登録台帳

ウ 人材台帳 他

(5) 「避難生活計画書」の作成

避難所運営委員会等で、関係自主防災会、学校等と内容を検討していただき、指定避難所ごとに内容をまとめご提出下さい。提出方法については、避難所運営委員会等で関係の自主防災会とご確認をいただきますようお願いいたします。

(6) 防災訓練の実施

ア 総合防災訓練

イ 地域防災訓練

ウ その他個別訓練（避難生活計画書に基づいた避難所開設運営訓練など）

(7) 地域内の他組織との連携

※自主防災会長は、年間スケジュールを作成し進行管理を行ってください。また、専門的な防災知識を持った地域防災指導員等の協力を得ながら事業を確実に実施してください。

※ (3) 「自主防災計画書」及び (5) 「避難生活計画書」は、毎年提出をお願いします。

令和 6 年 7 月 26 日（金）提出期限

■ 自主防災会の各種書類提出チェックリスト

提出期限	提出物（項目）	備 考	チェック
5月17日(金)	消火器・可搬ポンプ取扱講習会	参加希望される自主防災会のみ	<input type="checkbox"/>
6月 7日(金)	自主防災会補助金申請書	・活性化事業補助金 ※全自主防災会が対象	<input type="checkbox"/>
		・資機材整備事業補助金 ※自主防災会補助金一覧参照	
		・倉庫整備事業補助金 ※自主防災会補助金一覧参照	
7月12日(金)	総合防災訓練実施計画書	6月の地域防災連絡会にて依頼	<input type="checkbox"/>
7月26日(金)	自主防災計画書 避難生活計画書		<input type="checkbox"/>
9月13日(金)	総合防災訓練実施結果報告書		<input type="checkbox"/>
9月中旬	自主防災会補助金 令和7年度要望書	令和7年度の資機材補助金及び 倉庫補助金の要望	<input type="checkbox"/>
11月 1日(金)	地域防災訓練実施計画書	9月中旬 自主防災会長宛に依頼文を郵送	<input type="checkbox"/>
12月13日(金)	地域防災訓練実施結果報告書		<input type="checkbox"/>
12月13日(金)	自主防災会補助金実績報告書	事業完了後なら早めの提出も可	<input type="checkbox"/>
1月下旬	①次年度自主防災会役員名簿	12月初旬 左記①～③の提出について 自主防災会長宛に依頼文を郵送	<input type="checkbox"/>
	②地域防災指導員養成講習会 新規受講生の推薦		
	③地域防災指導員の任期の確認		

自治会長・町内会長 各位

道路課長・河川課長
農林基盤整備課長

土木に関する要望書（道路・河川・農業）の提出について（情報提供）

このことについて、側溝整備や道路拡幅、交通規制、交通安全施設、水路や河川整備、農林道整備に関する要望書の提出については、下記のとおりお願いします。

記

- 1 要望の種類
 - (1) 【土木工事施工申請書】（別紙1）
道路課（側溝や歩道整備、道路拡幅等）、河川課（水路改修、河川整備等）、農林基盤整備課（農業施設整備）に関する要望
 - (2) 【交通安全施設設置要望書】（別紙2）
カーブミラー、区画線、転落防止柵、道路照明灯、その他交通安全施設設置に関する要望書。
 - (3) 【交通規制要望書】（別紙3）
警察の交通規制に関わる、横断歩道、一旦停止、速度規制、信号機設置等に関する要望書。（道路課経由で藤枝警察署に提出）
- 2 提出先
 - (1) 道路課、河川課、農業基盤整備課
※提出課が不明な場合は、道路課へ提出してください。
 - (2) (3) 道路課
- 3 提出方法
各課へ直接提出、もしくは下記メールアドレスへ提出
要望書は随時受付しています。
- 3 各様式
市のホームページからダウンロード（便利なサービス欄の「申請書・電子申請」／都市整備・環境欄の「道路・河川に関する申請書」）
- 4 その他
案内図、写真の添付は不要となりますが、申請書の記載は詳細にお願いします。
申請書の受付後に現地の立ち会いをしていただきますので、職員より町内会長に日程調整の御連絡をさせていただきます。

【問い合わせ先】

道路課（市役所東館2階）担当：生活道路係、維持係
Tel : 054-643-3169 Fax : 054-643-3280
Mail : doro@city.fujieda.shizuoka.jp

*記入不要

要望順位	
------	--

整理番号	
------	--

土木工事施工申請書
(道路・河川・農業土木関係)

1. 申請箇所 藤枝市

2. 申請理由

3. 申請の内容

4. 関係者の同意について(☑を入れてください)

沿線住民

その他()

年 月 日

藤枝市長 北村正平 宛

申請者 () 自治会) 会長
() 町内会) 会長

※1: 申請書の提出は、メールでも可能です。

※2: 町内会長様に現地立会をお願いいたしますので、後日、日程調整の連絡をさせていただきます。

道路要望提出先(代表) 都市建設部 基盤整備局 道路課(生活道路係) TEL 643-3169(直通) FAX 643-3280 Email: doro@city.fujieda.shizuoka.jp
--

河川要望提出先 都市建設部 基盤整備局 河川課(工務係) TEL 643-3516(直通) FAX 643-3280 Email: kasen@city.fujieda.shizuoka.jp

農業土木要望提出先 産業振興部(南館1F) 農林基盤整備課(農業土木係) TEL 643-3350(直通) FAX 631-9081 Email: norin@city.fujieda.shizuoka.jp

提出課が不明な場合は、道路課へ提出してください。

記載例

*記入不要

要望順位	
------	--

整理番号	
------	--

土木工事施工申請書 (道路・河川・農業土木関係)

1. 申請箇所 藤枝市 ○○ △丁目△番△号 地先

2. 申請理由

例1:通学路になっているが道路幅員が狭く、危険であるため。

例2:水路の流れが悪く、雨が降ると浸水するため。

例3:農業用水路が土水路であり流れが悪く用水量が安定しない。

3. 申請の内容

例1:道路の拡幅(側溝の整備)

例2:水路改修

例3:U字溝での整備

4. 関係者の同意について(沿線住民など関係者に申請書を提出する旨をお伝えください

沿線住民

その他関係者の同意がある場合は記載ください

その他(電柱を民地へ移設することの住民の同意あり)

年 月 日

藤枝市長 北村正平 宛

申請者 (自治会) 会長
(町内会) 会長

※1:申請書の提出は、メールでも可能です。

※2:町内会長様に現地立会をお願いしますので、後日、日程調整の連絡をさせていただきます。

道路要望提出先(代表) 都市建設部 基盤整備局 道路課(生活道路係) TEL 643-3169(直通) FAX 643-3280 Email:doro@city.fujieda.shizuoka.jp	河川要望提出先 都市建設部 基盤整備局 河川課(工務係) TEL 643-3516(直通) FAX 643-3280 Email:kasen@city.fujieda.shizuoka.jp	農業土木要望提出先 産業振興部(南館1F) 農林基盤整備課(農業土木係) TEL 643-3350(直通) FAX 631-9081 Email:norin@city.fujieda.shizuoka.jp
---	--	--

提出課が不明な場合は、道路課へ提出してください。

調査年月日	年 月 日
調査員氏名	
調査結果	
設置年月日	年 月 日

交通安全施設設置要望書

交通安全の一環として、次のとおり安全施設を設置願いたく要望します。

年 月 日

団体名

住所

代表者 氏名
電話 (-)

藤枝市長 北村正平 様

記

- ★要望箇所 藤枝市 カーブミラー 地内
- ★要望施設 道路反射鏡 (片面 両面) _____ 箇所
- 道路区画線(※) (新設 塗直し) 約 _____ m
- 転落防止柵 (新設 補修) 約 _____ m
- 道路照明灯 (新設 補修) _____ 箇所
- その他施設 (_____) _____ 箇所

(※)横断歩道・一旦停止線・センターラインの要望は【交通規制要望書】にて申請願います。

★要望理由

- ※1: 申請の際は、設置につき利害を有する関係者の承諾を必要とします。
- ※2: 要望書1枚につき、要望施設1箇所の申請でお願いします。
- ※3: 申請書の提出は、メールでも可能です。
- ※4: 町内会長様に現地立会をお願いしますので、後日、日程調整の連絡をさせていただきます。

提出先 都市建設部 基盤整備局 道路課(維持係)
TEL 643-3169(直通)
FAX 643-3280
E-mail: doro@city.fujieda.shizuoka.jp

※記載例

調査年月日	年 月 日
調査員氏名	
調査結果	
設置年月日	年 月 日

交通安全施設設置要望書

交通安全の一環として、次のとおり安全施設を設置願いたく要望します。

年 月 日

団体名 ○○○○○○ 町内会
 町内会名、または自治会名

住所 藤枝市 岡出山1丁目11番1号

町内会長名、または自治会長名 代表者 氏名 町内会長 藤枝太郎
 電話 (〇〇〇 - 〇〇〇〇)

藤枝市長 北村正平 様

要望する箇所にし点を記入して下さい。 記

★要望箇所 藤枝市 岡出山1丁目11-1 地内
カーブミラー

★要望施設 道路反射鏡 (片面 両面) 1 箇所

道路区画線(※) (新設 塗直し) 約 _____ m

転落防止柵 (新設 塗直し) 約 _____ m

道路照明灯 (新設 塗直し) _____ 箇所

その他施設 (_____) _____ 箇所

(※)横断歩道・一旦停止線・センターラインの要望は【交通規制要望書】にて申請願います。

★要望理由

要望理由を出来るだけ詳しくご記入下さい。

- ・カーブミラーを設置する場合、支柱は道路内であっても、ミラーの一部が民地に入ったりする場合があります。関係者に事前の承諾をお願いします。
- ・道路照明灯を設置する場合、道路内だけでなく、宅地の中も明るくなります。また、耕作地(田んぼなど)に影響を及ぼす場合がありますので、関係者に事前の承諾をお願いします。

※1:申請の際は、設置につき利害を有する関係者の承諾を必要とします。

※2:要望書1枚につき、要望施設1箇所の申請をお願いします。

※3:メールでの提出も可能です。

※4:町内会長様に現地立会をお願いしますので、後日、日程調整の連絡をさせていただきます。

提出先 都市建設部 基盤整備局 道路課(維持係)
 TEL 643-3169(直通)
 FAX 643-3280
 E-mail:doro@city.fujieda.shizuoka.jp

※記載例

調査年月日	年	月	日
調査員氏名			

【実施までの通常の流れ】

- 提出年度・・・藤枝警察署が現地調査。
- 翌年度・・・藤枝警察署が県警本部へ上申する箇所を抽出。(6月以降に道路課で確認できます)
- 県警本部(公安委員会)が実施可否検討。
- 翌々年度・・・審議会で実施を審議。(6月以降に道路課で確認できます) 警察署が発注施工。

交通規制要望書

交通安全の一環として、次のとおり交通規制の実施について、静岡県公安委員会に要望していただきたく、申請します。

年 月 日

町内会名、または自治会名

団体名 ○○○○○○ 町内会

住所 藤枝市 岡出山1丁目11番1号

町内会長名、または自治会長名

代表者 氏名 町内会長 藤枝太郎
電話 (○○○ - ○○○○)

藤枝市長 北村正平 様

要望する箇所にレ点を記入して下さい。 記

★規制要望箇所 藤枝市 岡出山1丁目11-1 地内

- ★規制要望内容
- 横断歩道
 - 一旦停止
 - 交通信号機 (正規信号機 押しボタン式信号機 点滅式信号機)
 - 速度規制 (30km 40km 50km)
 - その他規制 ()

★要望理由

要望理由を出来るだけ詳しくご記入下さい。

※この要望書は、市役所を経由し、藤枝警察署に提出いたします。

この要望書を見て、警察署が判断いたしますので、交通量や通学路(児童数)など現場状況や要望理由を詳細にご記入ください。

※実施の段階で、周辺の方より同意をいただけないケースがあります。事前に関係者の承諾をお願いします。

※1:申請の際は、設置につき利害を有する関係者の承諾を必要とします。

※2:申請書の提出は、メールでも可能です。

※3:町内会長様に現地立会をお願いしますので、後日、日程調整の連絡をさせていただきます。

提出先 都市建設部 基盤整備局 道路課(維持係)

TEL 643-3169(直通)

FAX 643-3280

E-mail: doro@city.fujieda.shizuoka.jp



舗装されていない私道（位置指定道路） の舗装工事費用を全額補助します。（情報提供）

藤枝市位置指定道路整備事業費補助金交付要綱

【位置指定道路とは】

建築基準法第42条第1項第5号に基づいて、位置の指定を受けた私（わたくし）の道路です。
指定されているか不明な場合は、建築住宅課（643-3481）で確認することができます。

【条件（抜粋）】

- ・沿線住民と土地所有者全員の同意があること。
（所有者が不明の場合は道路課に相談してください）
- ・市内に本社を有する業者、又は藤枝建設業協同組合員が施工する工事であること。
- ・事業に関する紛争が生じた場合、補助金対象者の責任で処理すること。

補助金ガイド
はこちら



【対象となる工事】

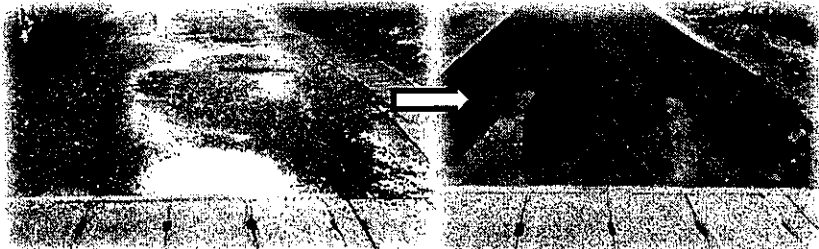
- ・アスファルト舗装（厚5cm）
 - ・排水施設が無い場合の10mに1箇所程度の集水桝とφ150の塩ビ管
 - ・その他の掘削、残土処分、交通誘導員、重機運搬費などの市が認める経費
- ※側溝の修繕、蓋の交換、側溝内の土砂撤去などは補助の対象となりません。

【補助金（工事）の流れ】

- ① 「事前調査申込書」を、毎年8月末までに提出してください。
- ② 申込書の審査結果を10月末までに連絡します。
- ③ 業者に見積書の依頼、土地所有者から同意書に署名を得るなど交付申請の準備をします。
- ④ 翌年度4月以降に「補助金交付申請書」を提出してください。
- ⑤ 市から「補助金交付決定通知書」が届いたら、舗装工事に着手してください。
- ⑥ 工事が完了したら「実績報告書」を提出してください。市が検査をします。
- ⑦ 市から「補助金交付確定通知書」が届いたら、請求書を提出してください。
（委任状により工事費用を市から業者に直接支払うこともできます。）

申請者は、舗装する道路に接する住民の代表者か道路敷地の所有者になります。

補助の対象になる？ 申請書はどう書けばいい？ 土地所有者はどうやって調べる？
など、少しでも疑問があれば、お気軽に道路課まで相談してください。



都市建設部 基盤整備局 道路課（維持係）
TEL : 643-3169
FAX : 643-3280
Mail : doro@city.fujieda.shizuoka.jp



藤農林第 21 号
令和6年4月4日

自治会長・町内会長 各位

農林基盤整備課長

農林基盤整備課への申請書、要望書の提出について（情報提供）

農林基盤整備課の農林土木係では、農業水利施設や農道、林道の整備や維持管理、山地災害から守るための治山事業を実施しております。これは、管理のために必要となるコンクリートや用水路に堆積した土砂を浚渫するための原材料支給や重機借り上げを補助するものです。

利用には申請書や要望書の提出が必要となりますので下記のとおりご案内いたします。よろしくお願いたします。

記

- 1 申請書類
 - (1) 原材料支給・重機借り上げ申請書（別紙1）
 - ①原材料支給
農道舗装で使用するコンクリートや土留における材料などを受益者に支給するための申請書です。提出条件として受益者2名以上となり、工事完了後には、完了報告書の提出が必要となります。
 - ②重機借り上げ
農業用水を取水するために、河川に堰を設けたり、用水路に堆積した土砂の浚渫するための申請書です。
 - (2) 治山工事施行要望書（別紙2）
荒廃した溪流地からの土砂流出や山腹崩壊を防ぐために、治山ダムの設置等を行い、森林の維持や山地災害から守るための事業です。
- 2 提出期限
 - (1) ①原材料支給申請書（別紙1）：6月末まで
 - (1) ②重機借り上げ申請書（別紙1）：通年
 - (2) 治山工事施工要望書（別紙2）：5月末まで

- 3 提出方法 農林基盤整備課（市役所南館1階）に直接提出
もしくは下記メールアドレスに提出
- 4 その他
- ・申請に際しては、土地所有者及び関係者の同意が必要です。
 - ・町内会長以外の方が提出される場合には、町内会長が承知しているか確認させていただくこともありますので、ご理解のほどお願いいたします。
 - ・申請書の受付後に現地の立ち会いをお願いします。町内会長に日程調整の連絡をいたします。
 - ・これまでは、主に農業用水路の新設、更新、維持に関することや市が管理する農道の維持管理等に関する申請は、「農業土木工事施工申請書」として提出していただいていたましたが、今年度より『土木工事施工申請書』に一元化しました。
- また、要望者が、地区外にお住いの方で、土地を所有されている場合も、地先町内会からの要望として提出をお願いします。（※提出時期：通年）

※各様式は、市のホームページに掲載しています。

（便利なサービス／申請書・電子申請／産業・ビジネス欄／農林土木に関する申請書）

【問い合わせ先】

農林基盤整備課（市役所南館1階）

担当：農林土木係

Tel : 054-643-3350

Fax : 054-631-9081

Mail : norin@city.fujieda.lg.jp

回	課	係	担	令和	年度
覧	長	長	当	整理番号	— 号

原材料支給・重機借り上げ申請書

1. 工事箇所 藤枝市_____地先 (見取図のとおり)

2. 申請理由 _____

3. 工事の内容

工 種	数 量	受 益 面 積 (h a)			受 益 戸 数
		田	畑	計	
	L = _____ m				戸

4. 工事希望時期 令和 年 月 日頃

5. 工事の施工方法の希望 (○を付けて下さい。)

<input type="checkbox"/>	地元施工 (原材料支給)
<input type="checkbox"/>	市施工重機借り上げ (井上げ、水路浚渫等機械の借り上げによる維持管理業)

原材料支給については、6月末日までに申請書を提出してください。また、支給決定後、原材料の伝票を発行しますが、有効期限は翌年3月31日となっております。それまでに施工が完了しないときは無効となります。

農政協力委員、受益関係者全員との協議のうえ同意を得ましたので、工事を施工したいので事業決定されたく申請します。なお、工事については受益関係者が協力して完了させます。

令和 年 月 日

藤枝市長 北村 正平

申請者 (_____) 町内会 町内会長 氏名
(Tel _____)

関係者 (_____) 部農会 農政協力委員 氏名
(Tel _____)

関係者 (_____) 受益者代表 住所 藤枝市

<p>【提出先・問合せ先】 市役所南館1F 産業振興部 農林基盤整備課 農林土木係 TEL 643-3350 (直通) Mail : norin@city.fujieda.lg.jp</p>	<p>氏名 _____ (Tel _____)</p>
---	----------------------------------

申請箇所位置図（付近目標物など記入をお願いします。）

現 場 写 真

記入例

表

回	課	係	担	令和	年度
覧	長	長	当	整理番号	— 号

原材料支給・重機借り上げ申請書

この部分の記入は不要です

現在の問題点や、どのような施工を希望するか、詳しく記入して下さい

1. 工事箇所 〇〇一丁目2・3 地先 (見取図のとおり)

2. 申請理由 (原材料支給の場合) 農道が未舗装なので、舗装して生産性を向上させたい。

(重機借り上げの場合) 土砂が用水路に堆積しているため、洗滌を行いたい。

3. 工事の内容

工種	数量	受益面積 (ha)			受益戸数
(原材料支給) 生コンクリート舗装	L= 10 m	田 0.5	畑 0.5	合計 1.0	10 戸
(重機借り上げ) 水路の洗滌					

4. 工事希望時期 令和 ×年 ○月 ×日頃

5. 申請内容の選択 (○を付けて下さい。)

<input type="checkbox"/>	地元施工 (原材料支給)
<input type="checkbox"/>	市施工重機借り上げ (井上げ、水路浚渫等機械の借り上げによる維持管理業)

どちらかを選んでください
1枚で両方の申請はできません

面積は大まかで構いません
受益は2戸以上
必要です

原材料支給については、6月末日までに申請書を提出してください。また、支給決定後、原材料の伝票を発行しますが、有効期限は翌年3月31日となっております。それまでに施工が完了しないときは無効となります。

農政協力委員、受益関係者全員との協議のうえ同意を得ましたので、工事を施工したいので事業決定されたく申請します。なお、工事については受益関係者が協力して完了させます。

令和 ×年 ○月 ×日

藤枝市長 北村 正平

申請者 (○ ○ ○) 町内会 町内会長 氏名 重機 一郎

(TEL 054-644-XXXX)

関係者 (○ ○ ○ 第1) 部農会 農政協力委員 氏名 材料 太郎

(TEL 054-644-XXXX)

関係者 (○ ○ 農道) 受益者代表

住所 藤枝市〇〇一丁目4-6

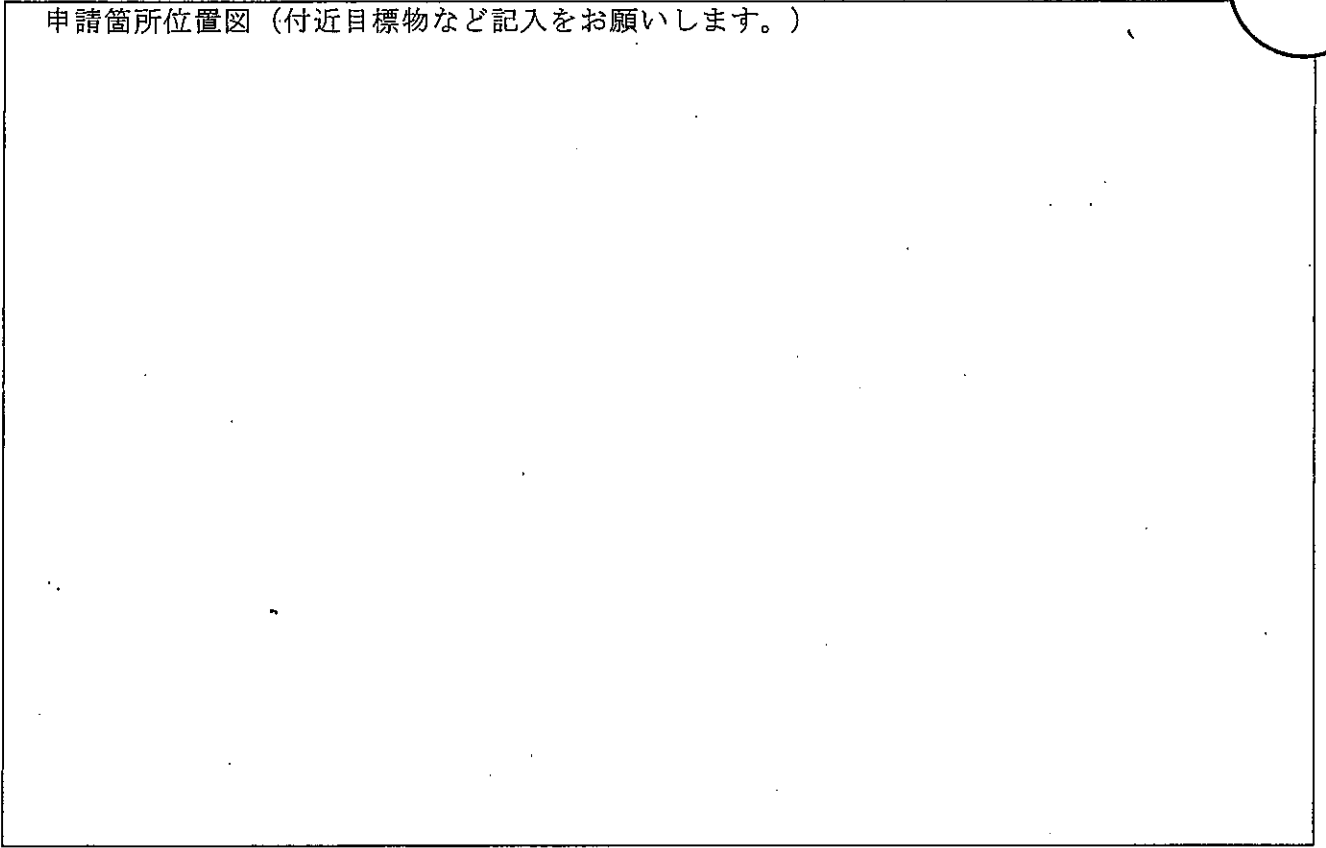
両面に必要事項を記載し、写真を添付して

氏名 申請 太郎

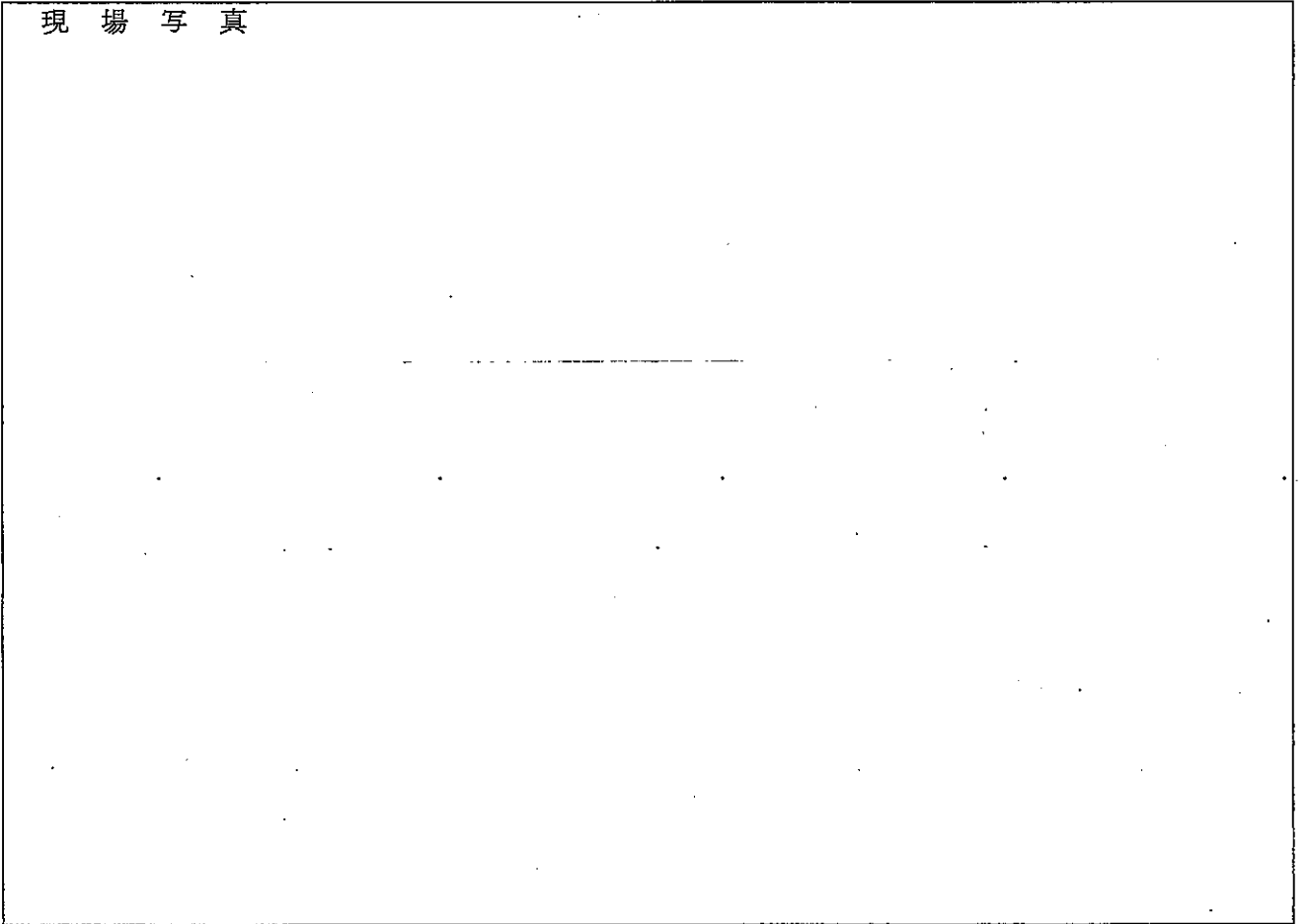
南館1階 農林基盤整備課へ提出してください

(TEL 054-644-XXXX)

申請箇所位置図（付近目標物など記入をお願いします。）



現場写真



要望順位

治山工事施工要望書 (令和 年度提出分)

1. 施工要望箇所 藤枝市 _____ 地先 (裏面に見取図を添付する)
字名及び代表地番 _____

2. 施工要望理由 (荒廃状況等)

3. 要望 (工事) の内容

※治山工事施工要望書については、5月末日までに提出してください。

令和 年 月 日

藤枝市長 北村正平様

申請者

(_____) 町内会長 氏名 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

土地所有者 住所 _____

氏名 _____

【提出先・問合せ先】

市役所南館1F 産業振興部 農林基盤整備課農林土木係

TEL 643-3350 (直通) Mail: norin@city.fujieda.lg.jp

申請箇所位置図（付近目標物など記入をお願いします。）

現 場 写 真

記入例

表

要望順位

治山工事施行要望書 (令和 年度提出分)

1. 施行要望箇所 藤枝市 ○ ○ ○ 地先 (裏面に見取図を添付する)

現在の問題点を詳しく
記入して下さい

字名及び代表地番 ○ ○ ○ × × ×

2. 施行要望理由 (荒廃状況等)

山腹が崩落しており、降雨時には沢へ土砂の流出が見られるため、
下流の人家に危険がある。

3. 要望 (工事) の内容

どのような施工を希望するか、
記入して下さい

堰堤の設置。山腹の復旧工事。

※治山工事施行要望書については、5月末日までに提出してください。

令和 ×年 ○月 ×日

藤枝市長 北村正平様

申請者

(○ ○ ○) 町内会長 氏名 治山一郎

土地所有者

住所 ○○市 ××一丁目

氏名 工事一郎

土地所有者

住所 □□市 △△二丁目

氏名 要望太郎

土地所有者

住所

氏名

両面に必要事項を記載し、写真を添付して

南館1階 農林基盤整備課へ提出してください

申請箇所位置図（付近目標物など記入をお願いします。）

現 場 写 真



藤交地第3号
令和6年4月4日

自治会長・町内会長 各位

交通安全・地域安全課長

藤枝市特殊詐欺電話等防止機器購入費補助金について（情報提供）

日頃より、藤枝市の地域安全活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、振込め詐欺などによる特殊詐欺被害は、年々増え続けており、その多くが固定電話にかかってきた電話から始まっています。藤枝市では、固定電話機から始まる特殊詐欺被害を未然に防止することを目的として、通話録音装置機能が内蔵された固定電話機及び通話録音装置の購入費の一部を補助します。

記

- 1 受付期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
※上記の期間中であっても、補助金額が予算の上限に達した時点で受付を終了します。
- 2 補助対象者 申請日において、藤枝市内に住民登録し、現に居住している者
※補助金の交付は、1世帯につき1台、1回限りです。
- 3 補助対象機器
 - (1) 通話録音装置の機能が内蔵されている固定電話機
 - (2) 自宅の固定電話機に取り付ける通話録音装置
- 4 補助金額 機器購入費のうち、上限10,000円
- 5 申請先 交通安全・地域安全課（市役所東館4階）
- 6 その他
 - (1) 購入予定の機器が補助の対象となるかについては、事前に交通安全・地域安全課もしくは購入予定店舗にお問い合わせください。
 - (2) その他補助金の詳細は、別紙チラシを御覧ください。
 - (3) この補助金は、令和5年度まで市消費生活センターで実施していた「藤枝市迷惑・悪質電話防止機器購入費補助金」を交通安全・地域安全課へ移管し、実施するものです。

【問い合わせ先】

交通安全・地域安全課（市役所東館4階）

Tel : 054-631-5553

Fax : 054-643-3327

Mail : kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp



特殊詐欺被害未然防止をお手伝い!!

振込め詐欺などによる特殊詐欺被害は、年々増え続けており、その多くが固定電話にかかってきた電話からはじまっています。市では、特殊詐欺被害を未然に防止することを目的として、次の事業を実施しています。

令和6年度 特殊詐欺電話等防止機器購入費補助事業

特殊詐欺電話等を防止する機器(電話機等)を購入する費用の一部を補助する制度です。

対象者 藤枝市内に居住・住民登録されている人

対象機器 電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」があるもの

事前予告の例▶「この通話は迷惑電話防止のために録音されます」

- ①通話録音機能が内蔵されている固定電話機
- ②自宅の固定電話機に取り付ける通話録音装置

補助内容 ・1世帯1台限り
・機器購入費のうち、1万円を限度に補助

募集期間 令和7年3月31日(月)まで
※ただし、予算に達し次第終了します。

受付窓口 藤枝市交通安全・地域安全課
〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号

申請の流れ

- ①機器を購入、設置
- ②設置後の提出書類
 - ・交付申請書兼請求書(第1号様式)
※市ホームページまたは窓口にあります ※認め印を必ずお持ちください
 - ・添付するもの
 - ア. 領収証の写し(レシート不可) ※記入が必要な内容
・発行日 ・宛名(申請者のフルネーム) ・機器購入名(品番まで)
・機器購入金額 ・数量
 - イ. 本人確認ができるもの(運転免許証など)
 - ウ. 預金通帳の写し(申請者名義のもの)
- ③補助金交付(②の手続き後、振込までに1ヶ月程度かかります)

その他

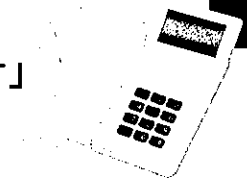
- ★市内の事業所、店舗での購入を御検討ください
- ★購入した機器は長期間使用できるよう維持管理をお願いします
- ★市が実施するアンケートに御協力ください

注意事項

- ・機器の効果は高いですが、特殊詐欺電話等を完全に排除できるわけではありません。
- ・機器の在庫については、販売店にお問い合わせください。

電話が鳴る前に
この通話の
内容は
録音されます

①
通話録音機能
内蔵電話機



電話が鳴る前に
この通話の
内容は
録音されます

②
通話録音
装置





藤交地第4号

令和6年4月4日

自治会長・町内会長 各位

交通安全・地域安全課長

藤枝市宅配ボックス設置費補助金について（情報提供）

日頃より、藤枝市の地域安全活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、藤枝市では物流の2024年問題による置き場所の指定配達の推進を受けて、宅配物の盗難や宅配業者を装った強盗等に対する防犯施策として、在宅・不在に関わらず非接触で宅配物を受け取れる「宅配ボックス」の設置に要する費用の一部を補助する事業を開始します。

つきましては、安全で安心して暮らせる元気なまちふじえだの構築のため、本補助金制度をぜひ御活用ください。

記

- 1 受付期間 令和6年5月1日（水）から令和7年3月31日（月）まで
※上記の期間中であっても、補助金額が予算の上限に達した時点で受付を終了します。
- 2 補助対象者 申請日において、藤枝市内に住民登録し、現に居住している者
※補助金の交付は、住宅1戸または住宅1棟につき宅配ボックス1基、1回限りです。
- 3 補助対象経費
(1) 宅配ボックス本体及び付属品（鍵、盗難防止ワイヤーなど）の購入費用
(2) 宅配ボックスの設置費用
- 4 補助金額 補助対象経費（税込）の2分の1
(100円未満切り捨て、上限20,000円)
- 5 申請先 交通安全・地域安全課（市役所東館4階）
- 6 その他 補助の対象となる宅配ボックスの条件など詳細については、別紙チラシを御覧ください。

【問い合わせ先】

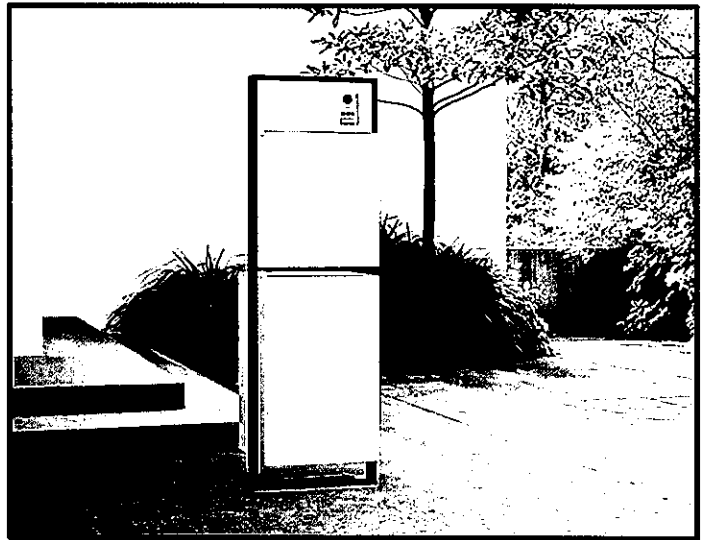
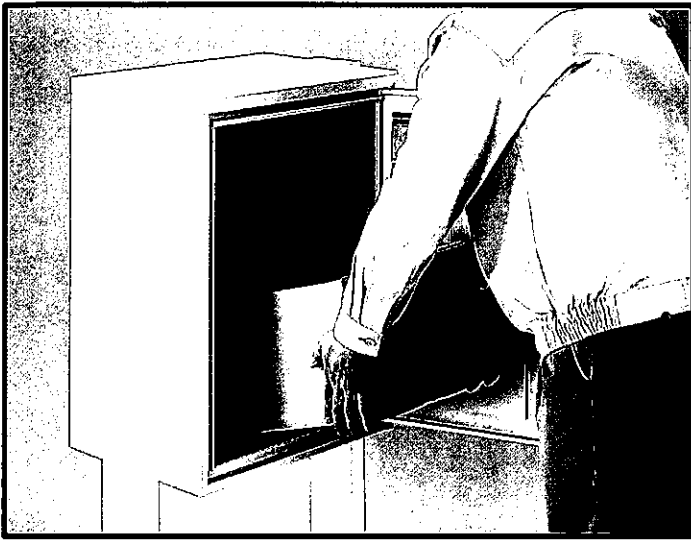
交通安全・地域安全課（市役所東館4館）

Tel : 054-631-5553

Fax : 054-643-3327

Mail : kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp

藤枝市宅配ボックス設置費補助金



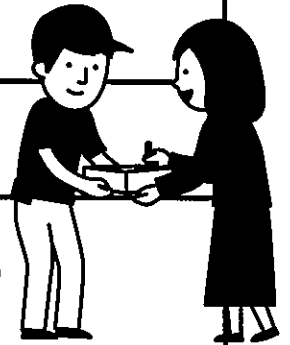
画像提供: LIXIL 画像の二次利用・無断転用を禁じる

宅配ボックスとは?

在宅問わず、配達された荷物を安心して受け取ることができるアイテムです。

宅配ボックスのメリット

- 配達された荷物をイタズラ、盗難、悪天候などから守ることができる
- 宅配業者による再配達が減少し、宅配業者の負担軽減に繋がる
- 再配達の減少により、自動車からの二酸化炭素排出量の削減に繋がる



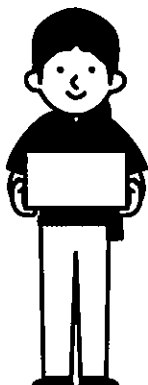
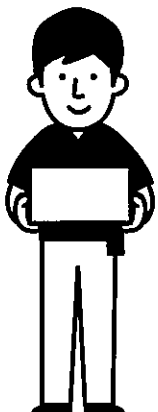
藤枝市では、宅配ボックスの普及促進を図るため、宅配ボックスの設置費用の一部を補助します。

また、荷物を安全に受け取る方法として

- 宅配業者の営業所やコンビニエンスストアでの受け取り
- スーパー等に設置してある宅配ロッカーの利用

などもありますので、ぜひ御利用ください。

補助金の詳細は裏面を御覧ください。



藤枝市宅配ボックス設置費補助金
ホームページQRコード

■ 申請期間

令和6年5月1日(水)から令和7年3月31日(月)まで

※上記の期間中であっても、補助金額が予算の上限に達した時点で受付を終了します。

■ 補助対象者

申請日において、藤枝市内に住民登録し、現に居住している者

※補助金の交付は、住宅1戸または1棟につき宅配ボックス1基、1回限りです。

※賃貸の場合は、所有者もしくは管理者の承諾を得たうえで申請をお願いします。



■ 補助の対象となる宅配ボックス

- ① 盗難防止のため容易に移動できないよう固定されているもの
- ② 申請者又は世帯構成員が使用する目的で設置したもの
- ③ 宅配物や郵便物を安全に保管できるもの
- ④ 3辺の合計が80cm以上の荷物が投函できる大きさであるもの
- ⑤ 新品であるもの(転売品及び自作したものは不可)
- ⑥ 令和6年4月1日以降に購入及び設置したもの
- ⑦ 宅配ボックスの設置場所が申請者の居住している藤枝市内の住宅であるもの

■ 補助の対象となる経費

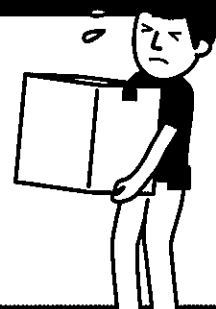
- ① 宅配ボックス本体及び付属品(鍵、盗難防止ワイヤーなど)の購入費用
- ② 宅配ボックスの設置費用

■ 補助金額

補助対象経費(税込)の2分の1(100円未満切り捨て、上限20,000円)

■ 申請に必要な書類

- ① 藤枝市宅配ボックス設置費補助金交付申請書兼請求書
- ② 写真(宅配ボックスの設置が確認できるもの)
- ③ 領収書の写し
- ④ 本人確認書類(申請者の住所が確認できるもの)の写し
- ⑤ 申請者の振込口座がわかる通帳もしくはキャッシュカードの写し



■ 申請方法

下記の提出先へ持参もしくは郵送してください

■ お問い合わせ先・提出先

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市役所 市民協働部 交通安全・地域安全課

電話番号:054-631-5553

Mail:kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp





藤枝市
Fujieda City

自治協力委員会

資料 No. 13

藤協第2号
令和6年4月4日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長

令和6年度 年間主要行事予定について（情報提供）

令和6年度の年間行事予定につきまして、裏面をご確認ください。今年度の自治会・町内会の行事を計画する際にご活用ください。

【問い合わせ先】

協働政策課（市役所東館4階）

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

令和6年度 年間主要行事予定

※日時等が変更する場合があります。

令和6年4月4日現在

月	日	曜日	行 事	時 間	会 場	担当課	備 考
4	4	木	自治協力委員委嘱式・自治協力委員会 自治会連合会定例会	9:30～	大会議室	協働政策課	
	5	金	春の交通安全県民運動 藤枝市見守り・あいさつ運動開始式	16:00～	市民会館前	交通安全・ 地域安全課	運動期間:6日～15日
	14	日	藤枝市消防団入退団式	10:00～	市民会館ホール	地域防災課	
	18	木	保健委員連絡協議会役員会	15:00～	保健センター	健康推進課	
	25	木	自治会連合会総会	15:00～	大会議室	自治会連合会	
5	1	水	自治協力委員会・自治会連合会定例会	10:00～	大会議室	協働政策課	
	11	土	保健委員全員研修会	9:30～	市民会館	健康推進課	
	19	日	統一美化キャンペーン(530運動)	～10:00	市内	生活環境課	10時までにごみを 収集場所へ
	23	木	青少年健全育成推進会議全体会議	15:00～	生涯学習センター	生涯学習課	正副会長、各地区会長の 自治会長
	26	日	藤枝市長選挙及び藤枝市議会議員補欠選挙	7:00～	各投票所	選挙管理委員会	告示は19日(日)
27	月	藤枝市子ども・若者総合サポート会議	10:00～	生涯学習センター	子ども・若者支援課	担当支部長	
6	1	土	環境フェスタ"もったいない"2024inふじえだ・消費者フェア2024	10:00～	駅南通り・Biviキャン	環境政策課	もったいない運動推進委員会
	2	日	藤枝市水防訓練	9:00～	志太4丁目瀬戸川河川敷	河川課	
	5	水	自治協力委員会・自治会連合会定例会	10:00～	大会議室	協働政策課	
	10	月	社会を明るくする運動推進委員会標語審査会	午後	303会議室	市民相談センター	社会を明るくする運動 推進委員
	14	金	社会を明るくする運動藤枝地区推進委員会	14:00～	301～303会議室	市民相談センター	社会を明るくする運動 推進委員
	18	火	社会を明るくする運動出発式・街頭啓発	17:00～	文化センター	市民相談センター	社会を明るくする運動 推進委員
	下旬		藤枝市地域公共交通会議	未定	未定	地域交通課	連合会長
7	1	月	自治協力委員会・自治会連合会定例会	10:00～	大会議室	協働政策課	
	11	木	夏の交通安全県民運動 藤枝市見守り・あいさつ運動開始式	7:45～	市役所前	交通安全・ 地域安全課	運動期間:11日～20日
	27	土	社会を明るくする運動標語表彰式	9:00～	特別会議室	市民相談センター	社会を明るくする運動 推進委員
8	1	木	自治協力委員会・自治会連合会定例会	15:00～	大会議室	協働政策課	
	15	木	藤枝市戦没者追悼・平和祈念式典	10:00～	市民会館ホール	福祉政策課	連合会支部長
	19	月	わたしの主張2024静岡県大会inふじえだ	未定	市民会館ホール	生涯学習課	
	22	木	保健委員連絡協議会役員会	13:30～	保健センター	健康推進課	
	31	土	藤枝市総合防災訓練※夜間サイレン	未定	市内	地域防災課	
9	1	日	藤枝市総合防災訓練※午前サイレン	未定	市内	地域防災課	
	3	火	自治協力委員会・自治会連合会定例会	10:00～	大会議室	協働政策課	
	14	土	藤枝市敬老会	10:00～	市民会館ホール	地域包括ケア推進課	連合会長
	20	金	秋の交通安全県民運動 藤枝市見守り・あいさつ運動開始式	7:45～	市役所前	交通安全・ 地域安全課	運動期間:21日～30日
10	26	土	ふじえだ産業祭	9:30～ 15:00	静岡県武道館	産業政策課	
	2	水	自治協力委員会・自治会連合会定例会	10:00～	大会議室	協働政策課	
	20	日	第32回子ども会フェスティバル	9:30～	生涯学習センター	生涯学習課	小学校長
	27	日					
11	1	金	自治協力委員会・自治会連合会定例会	10:00～	大会議室	協働政策課	
	1	金	青少年健全育成推進会議研修会	14:00～	駅南図書館集會室	生涯学習課	正副会長、各地区会長の 自治会長
	1	金	子ども若者育成支援強調月間街頭キャンペーン	16:00～	JR藤枝駅前	生涯学習課	正副会長、各地区会長の 自治会長
	3	日	市制施行70周年記念式典	10:00～	市民会館ホール	秘書課、企画政策課	自治会長
	10 16 17 24	日 土 日 日	各地区ふれあいまつり		各地区交流センター	協働政策課	自治会長・町内会長
	30	土	藤枝市 安全・安心なまちづくりの集い	9:30～	生涯学習センター	自治会連合会	自治会長・町内会長
	1	日	藤枝市地域防災訓練	9:00～	市内	地域防災課	
12	6	金	自治協力委員会・自治会連合会定例会	15:00～	大会議室	協働政策課	
	7	土	市民協働フェスタ	未定	生涯学習センター	市民活動団体支援室	
	10	火	藤枝市子ども・若者総合サポート会議	10:00～	生涯学習センター	子ども・若者支援課	担当支部長
	13	金	年末の交通安全県民運動 藤枝市見守り・あいさつ運動開始式	7:45～	市役所前	交通安全・ 地域安全課	運動期間:15日～31日
	中旬～下旬		藤枝市地域公共交通会議	未定	未定	地域交通課	連合会長
1	5	日	市消防出初め式	9:00～	市民会館ホール	地域防災課	連合会支部長
	7	火	自治協力委員会・自治会連合会定例会	10:00～	大会議室	協働政策課	
	12	日	はたちの集い	未定	市内	生涯学習課	自治会長
	19	日	令和6年度藤枝市子ども会活動発表会	9:00～	生涯学習センターホール	生涯学習課	小学校長
2	7	金	自治協力委員会・自治会連合会定例会	10:00～	大会議室	協働政策課	
	13	木	保健委員連絡協議会役員会	13:30～	保健センター	健康推進課	
3	3	月	自治協力委員会・自治会連合会定例会	10:00～	大会議室	協働政策課	
	3月上旬予定		藤枝市原子力防災訓練	未定	未定	大規模災害対策課	
	8	土	保健委員活動報告会	9:30～	市民会館	健康推進課	
	未定		青少年健全育成推進会議役員会	未定	未定	生涯学習課	正副会長
	未定		青少年健全育成推進会議全体会議	15:00～	未定	生涯学習課	正副会長、各地区会長の 自治会長



藤枝市
Fujieda City

自治協力委員会

資料 No. 14

藤 財 第 3 号

令和6年4月4日

自治会長 各位

財政課長

令和6年度 当初予算・組織の概要について（情報提供）

令和6年度の当初予算・組織の概要について、別紙のとおり報告します。
ご確認ください。

【問い合わせ】

財政課（市役所東館3階）

Tel : 054-643-3234

Fax : 054-643-3604

Mail : zaisei@city.fujieda.shizuoka.jp

令和6年度 当初予算・組織の概要



令和6年度当初予算案

第6次藤枝市総合計画
基本理念

まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍
幸せになるまち 藤枝づくり

令和6年度
戦略方針のテーマ

ポストコロナの“次の10年”への挑戦

～70年目の
新たな飛躍～
次への成長と社会課題への対応

- ◆ 人・モノを呼び込み成長を生み出す
- ◆ 多様な活動・交流を湧き起こす

- ◆ こども・高齢者の元気を育む

重点戦略

- I コンパクト+ネットワークのまちを創る
- II 産業としごとを創る
- III ひとの流れを創る
- IV 健やかに暮らし活躍できるまちを創る

1 当初予算・組織の概要

令和6年度 当初予算のポイント

積 極型の予算編成

過去最大（一般会計）

610億 8,000万円

前年度から **34億円増（+5.9%）**

- ◆必要事業の重点化と積極的な推進
- ◆特定財源の確保と基金の有効活用
- ◆未来への投資と後年度負担とのバランスを考慮

人・モノを呼び込み成長を生み出す

都市の持続的な成長と人材力の向上

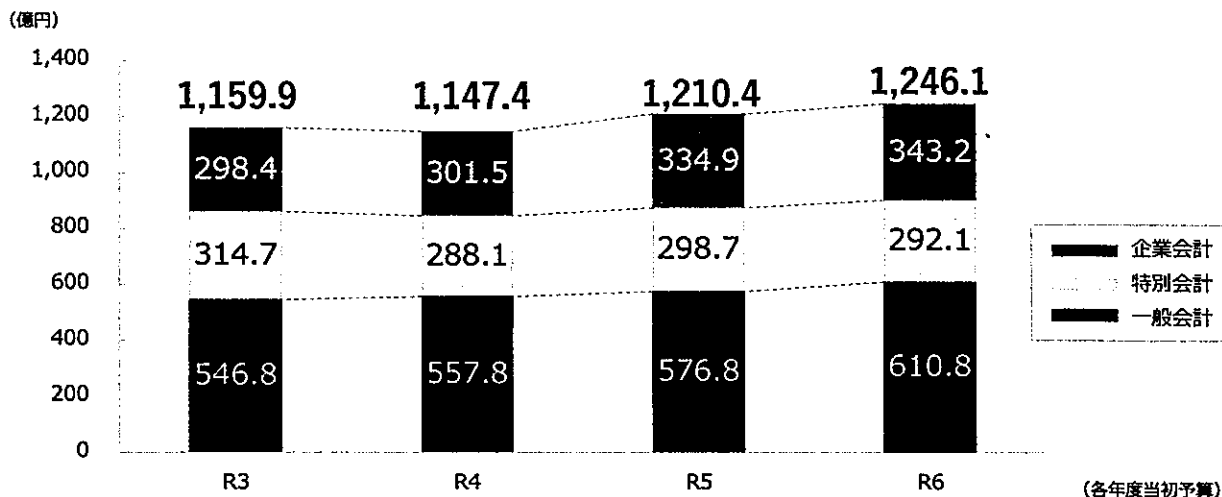
- ◆新地域戦略の推進、基幹的産業とビジネスの創出
- ◆中心市街地の整備、旧市街地総合再生の促進
- ◆地域づくりを担う人づくり、民間専門人材の登用

市民の元気を育み、活動・交流を湧き起こす

こども・高齢者の支援と交流の活発化

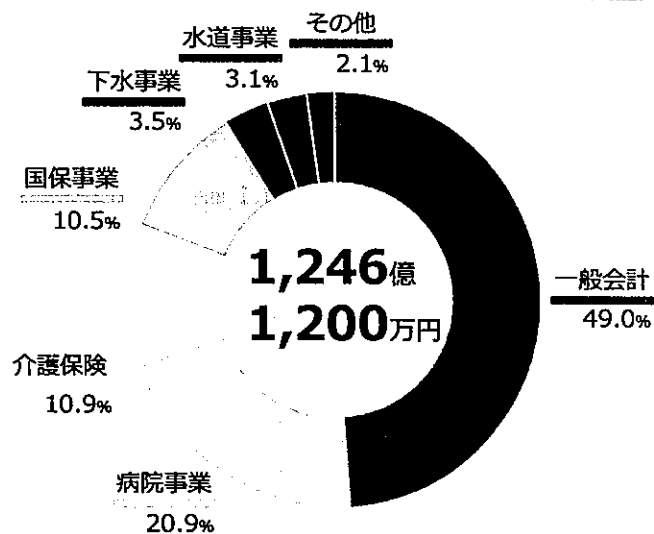
- ◆こども医療費完全無償化、学校教育体制の充実
- ◆高齢者の外出支援、認知症施策、防犯体制の充実
- ◆市制70周年、サッカーのまち100周年を機とした取組

当初予算の規模

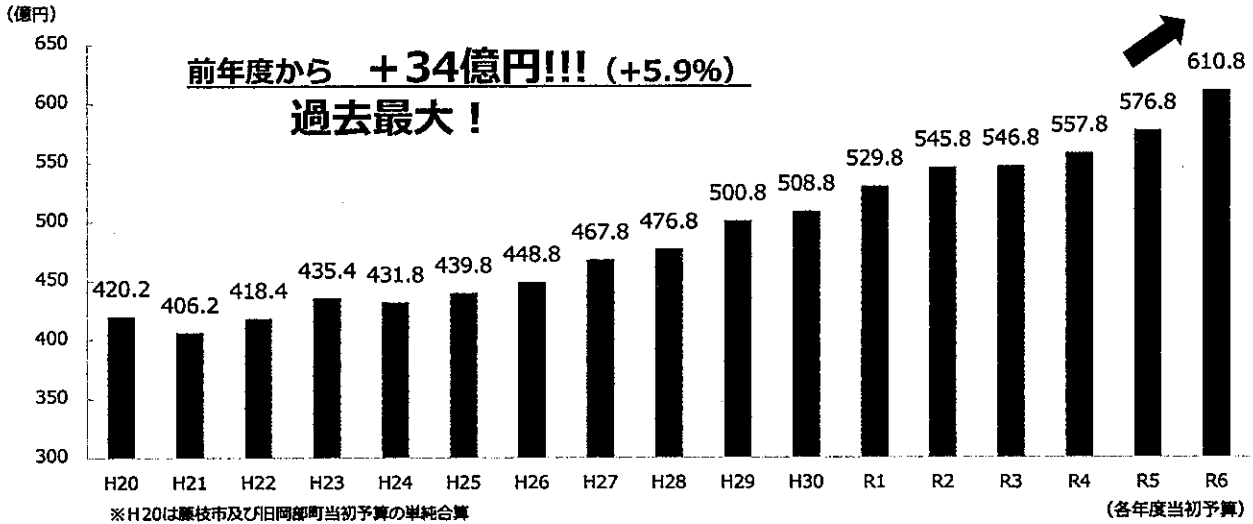


令和6年度 会計別予算構成

		(前年度増減率)
一般会計	610.8 億円	+5.9
病院事業	260.6 億円	+3.6
介護保険	135.8 億円	▲0.7
国民健康保険事業	131.0 億円	▲5.1
下水道事業	43.7 億円	▲1.7
水道事業	39.0 億円	▲0.2
その他の会計	25.3 億円	+5.8

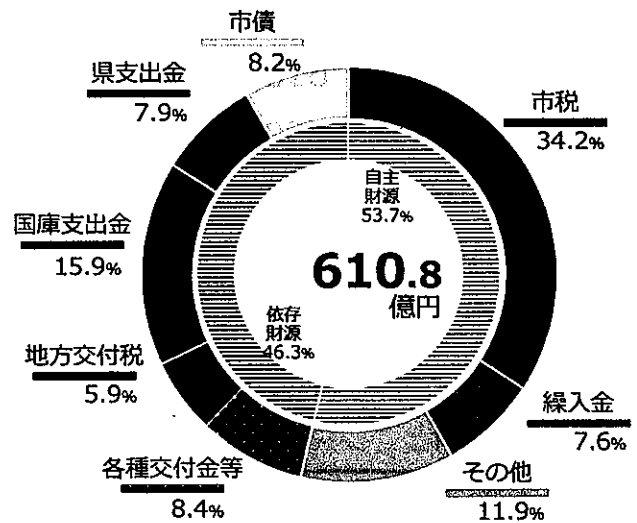


一般会計 予算額の推移

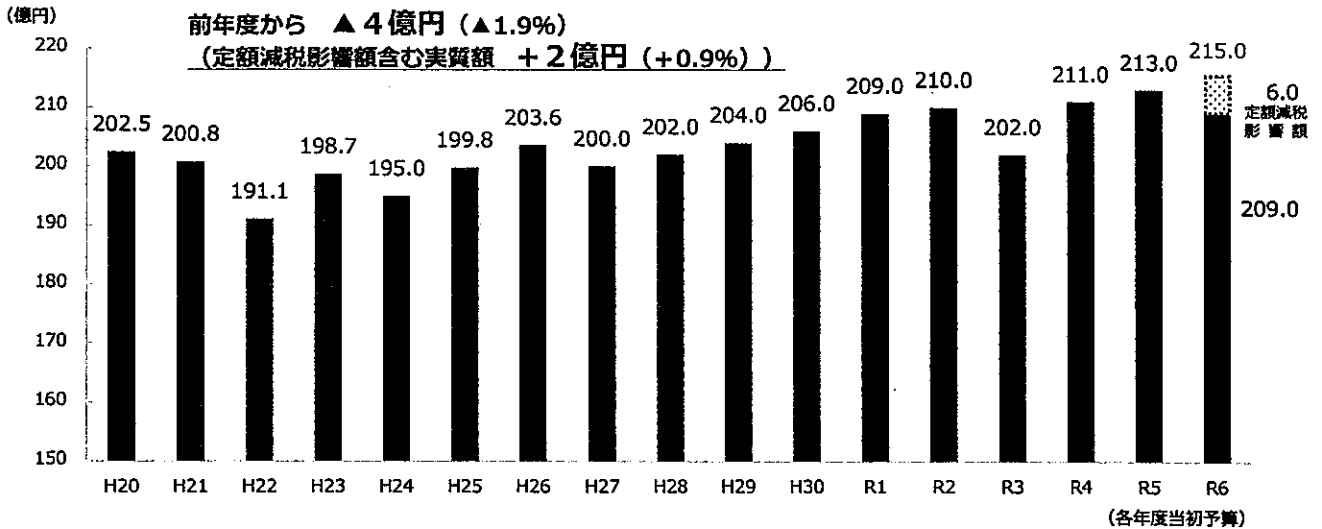


令和6年度 一般会計 歳入構成

		(前年度増減率)
市税	209.0 億円	▲1.9
繰入金	46.5 億円	+13.5
その他	73.1 億円	+7.8
各種交付金等	50.3 億円	+15.9
地方交付税	36.0 億円	+10.4
国庫支出金	97.3 億円	+8.5
県支出金	48.4 億円	0.0
市債	50.1 億円	+22.6

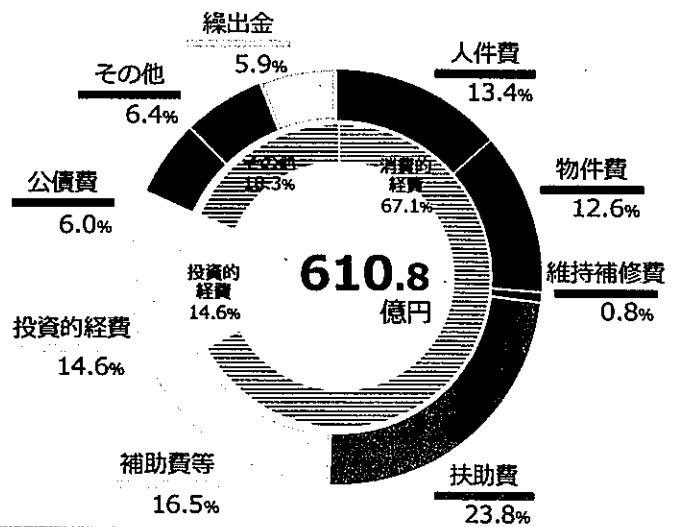


市税の推移

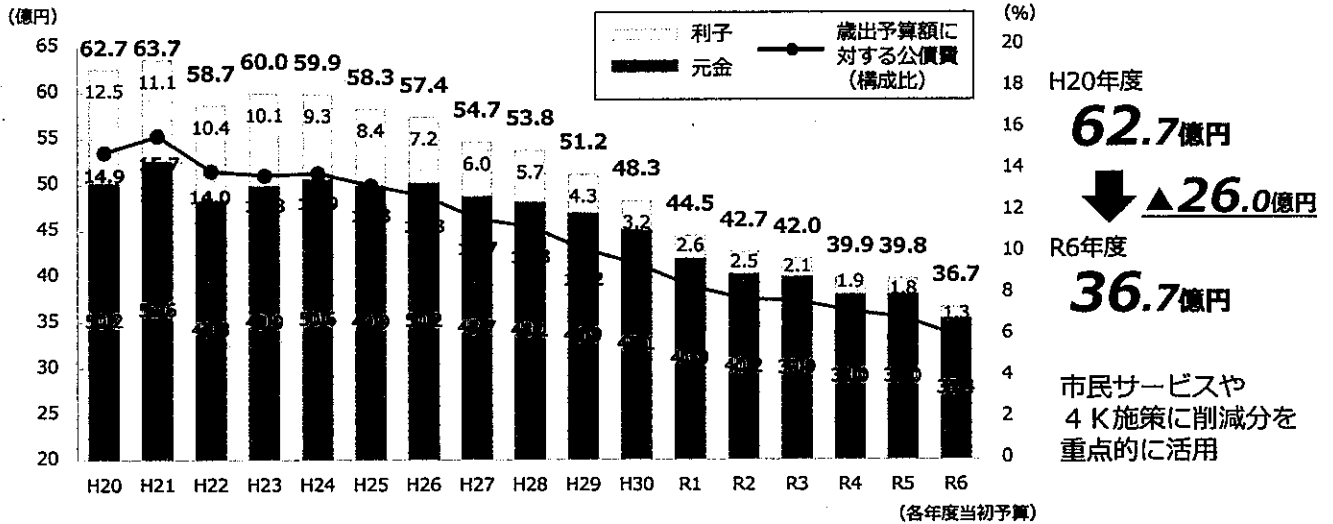


令和6年度 一般会計 歳出構成

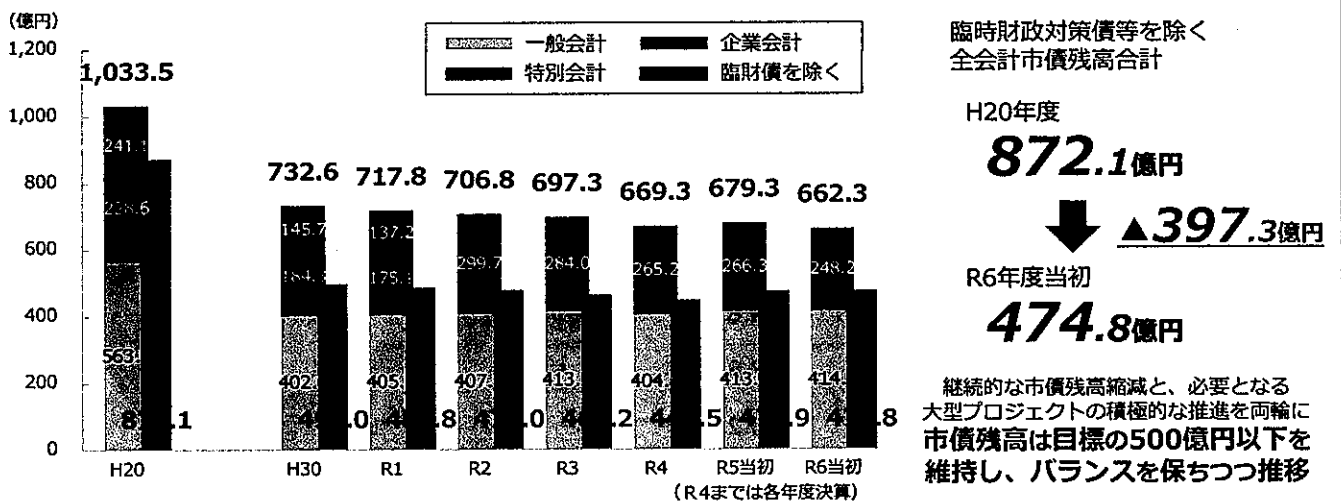
	金額 (億円)	(前年度増減率)
人件費	82.2	+10.6
物件費	76.8	+21.7
維持補修費	5.0	+1.1
扶助費	145.3	+5.6
補助費等	100.9	▲1.0
投資的経費	88.9	+14.8
公債費	36.7	▲7.8
その他	38.9	▲10.2
繰出金	36.1	+5.3



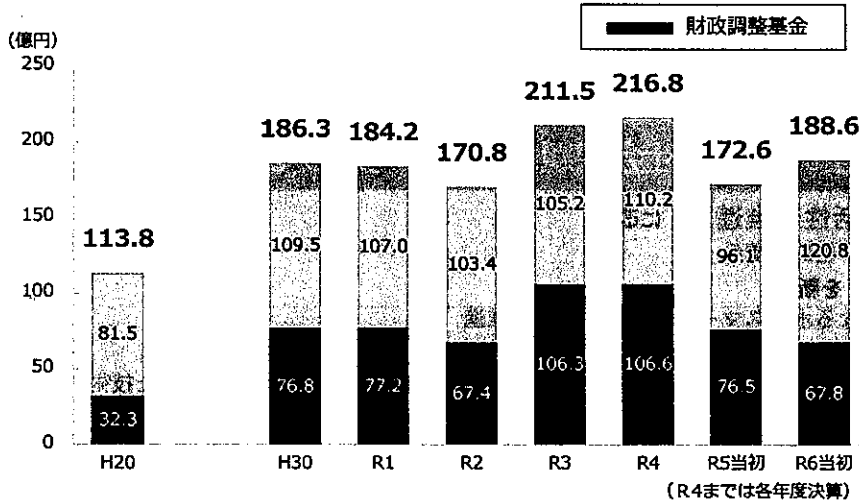
一般会計 公債費の推移



各会計別 市債残高の推移



基金残高の推移



基金残高の合計

H20年度

113.8億円



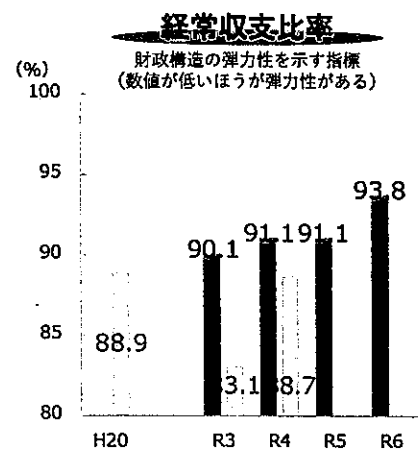
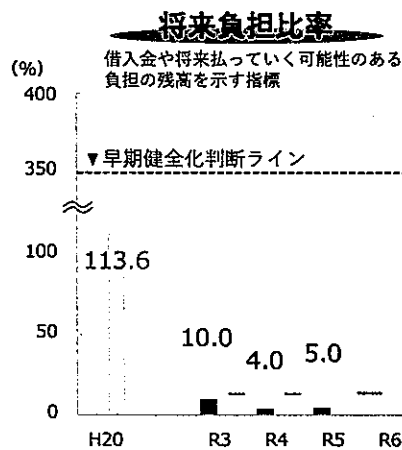
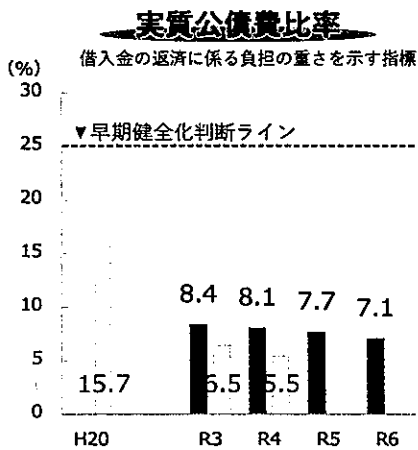
+74.8億円

R6年度当初

188.6億円

事業目的に合わせて
基金を積み立て
必要な財源を確保

各種指標の推計



“必要な事業の推進”と“財政健全性”とのバランスのよい財政運営により
健全化判断比率は健全な範囲内で安定的に推移

■ 当初予算ベース
□ 決算ベース

行政組織に関する方針

“幸せになるまち”の実現へ

新たな飛躍への「成長基盤づくり」と 複雑化する「社会課題への対応」を戦略的かつ機動的に進める組織体制への転換

将来へ確実な成長を生み出し、社会課題に着実に対応する組織体制

旧市街地活性化推進室を「旧市街地活性化推進課」に改編

- ・旧市街地の総合再生に向けた事業に本格的に着手

企画政策課内に「新地域戦略担当」を新設

- ・新地域成長戦略の確立と中核拠点となる水上スマートシティの形成を推進

農業振興課内に「有機農業推進係」を、お茶のまち推進室内に「朝比奈玉露振興担当」を新設

- ・有機作物の産地づくりとブランド化及び消費までの循環確立、朝比奈玉露ブランドの持続性確保に向けた技術継承と規模拡大、人材育成等を重点的に推進

※ 藤枝市職員定数条例の一部改正（令和6年2月定例会月議会上程予定）

- ・定年引上げに伴い、現行の組織体制を踏まえ、職員定数の上限は変えず部局の配分を変更

行政組織に関する方針（組織改編内容）

部局等	課・室	係・担当	狙い
企画創生部	企画政策課	新地域戦略担当【新設】	新地域成長戦略の確立と中核拠点となる水上スマートシティの形成を推進
	情報デジタル推進課	①DX推進係【改編】 ②標準化担当【新設】	①市民・まち・市役所の3領域のDXを重点的に推進 ②令和7年度の自治体基幹情報システム標準化への対応
スポーツ文化観光部	観光交流統括監【新設】		（民間専門人材の活用）専門的ノウハウを活用し、観光交流戦略を推進
	観光交流政策課	観光交流推進担当【新設】	（観光協会事務局長として派遣）観光協会との連携を強化し、一体的に観光まちづくりを推進
都市建設部	中山間地域活性化推進課	朝比奈活性化担当【新設】	朝比奈・岡部地区の新たなまちづくり、地域活性化を重点的に推進
	都市政策課	都市戦略係【新設】	規制緩和や市街地調整区域の在り方の見直し等、戦略的な土地利用を推進
	旧市街地活性化推進課【改編】		室を「課」に改編。旧市街地再生に向けた事業を重点的に推進
産業振興部	中心市街地活性化推進課	再開発技術支援担当【新設】	市街地再開発組合の活動を支援し、施設建築物建設等を着実に推進
	農業振興課	有機農業推進係【新設】	有機作物の産地づくりと地域ブランド化、消費までの循環確立などを重点的に推進
	お茶のまち推進室	朝比奈玉露振興担当【新設】	朝比奈玉露の技術継承と規模拡大、人材育成等を重点的に推進

職員体制の充実

市民・職員が幸せを実感できるまちづくりを実現するための「適正配置」と「人づくり」を推進

ポストコロナの“次の10年への挑戦”に向けた 人財の適正配置

●職員数

790人(+2人)

正規756人(+14人),再任用34人(△12人)

市民が幸せを実感できる実効性のある施策の展開に向け、必要な職員数を確保し、各部署に適切に人財を配置

●体制を強化して展開する主な施策等

- ・旧市街地再生に向けた取組
- ・新たなにぎわい創出のための戦略的な土地利用
- ・観光協会との連携を強化した一体的な観光まちづくり
- ・朝比奈地区の新たなまちづくり、地域活性化
- ・こども・家庭への確かな支援 など

施策推進、組織活性化に向けた 職員力の向上

●職員のキャリア支援及びマネジメント強化

- ・自身の強みをデジタルツールで可視化し、組織で最大限発揮するための研修を実施することにより職員のキャリア開発を支援
- ・定年延長制度の開始に伴う研修を実施し、職場のマネジメントを強化
- ・時間と場所を選ばないeラーニング環境を充実

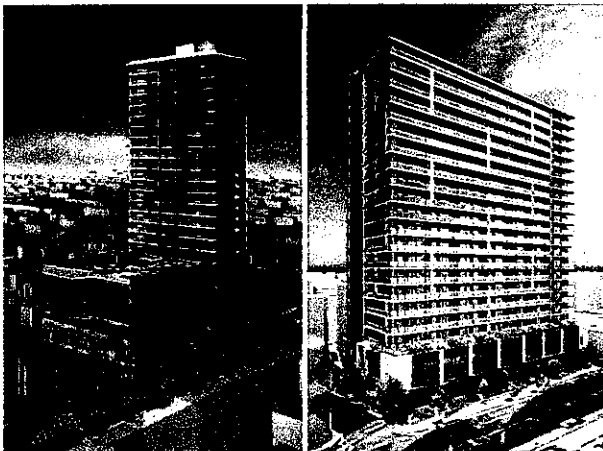
●職員育成及び人脈構築に向けた人事交流・派遣

- ・人事交流(5団体)
静岡県、静岡市、島田市、(株)静岡鉄道 他
- ・職員派遣(11団体)
環境省、(一財)地域創造、(一財)自治体国際化協会
地方公共団体金融機構(JFM)
市観光協会、市スポーツ協会、熱海市 *New* 他

2 重点戦略事業

I コンパクト+ネットワーク のまちを創る

地域経済を牽引する広域都心（スマートシティ）を創る



左：駅前一丁目6街区 右：駅前一丁目9街区（イメージ）

中心市街地再開発の推進

8億6,760万円

駅前地区の再開発により街なか居住を推進

- ・駅前一丁目6街区（0.3ha）
現況測量、建物調査、基本設計
R8 着工 R10 竣工
- ・駅前一丁目9街区（0.3ha）
造成工事、建築工事
R6 着工 R8 竣工

戦略的土地利用推進事業費

4,000万円

市内各地区の土地利用を推進

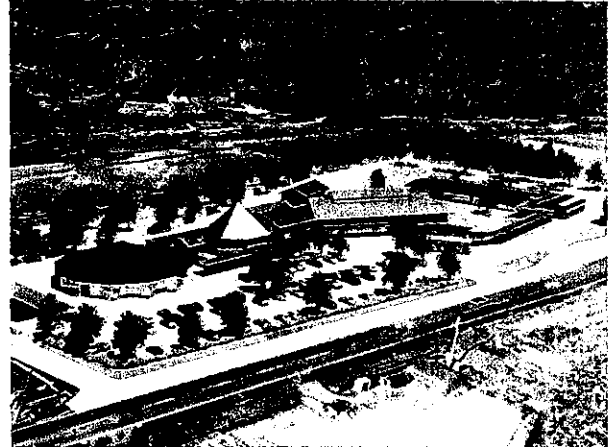
- ・水上地区
土地利用計画作成、地域未来投資促進法基本計画作成等
- ・広幡地区、大洲地区
地元意見交換会、勉強会の開催

多彩な魅力を放つ拠点を創る

陶芸村構想の推進

9億8,400万円

- 中山間エリアに拠点施設を整備
 - ・新陶芸センター及び道の駅の整備
 - R6 造成工事、建築工事
 - R7 外構工事、供用開始
 - ・瀬戸谷温泉ゆらくのリニューアル



新陶芸センターと道の駅（イメージ）

岡部町内谷地区工業用地整備の推進

1億2,770万円

- 岡部町内谷地区への企業誘致の推進
 - ・基本設計、地質調査、用地測量
 - ・焼津岡部線、三輪立花線整備に係る測量、実施設計
 - ・都市計画変更協議資料の作成 等

多彩な魅力を放つ拠点を創る



旧市街地の花と憩いの空間、岡出山小路（整備イメージ）

（組織）

旧市街地活性化推進室を

「旧市街地活性化推進課」に改編

旧市街地再生に向けた事業を重点的に推進する体制を構築

旧市街地の総合的な再生の推進

8,220万円

旧市街地周辺の魅力を高める取組の推進

○道路施設の高質化

蓮華寺池公園から周辺商店街等への回遊性向上に向け、裏道や旧軽便路線の魅力を高める道路整備を実施

○賑わい創出イベントの実施

公園等の公共空間を有効活用したイベントを商店街等と連携して実施

多彩な魅力を放つ拠点を創る

交流センターの整備の推進 1億2,800万円

各地区の拠点となる交流センターの計画的な整備更新

- ・ 広幡地区交流センターの整備方針の検討
用地測量、基本構想・基本設計
- ・ 計画的な施設改修
青島北：空調設備 青島南：高圧機器
稲葉：給排水設備
- ・ LED化の推進（再掲）
稲葉、西益津、青島北、青島南、高洲

民間診療所跡地活用事業費 800万円

高洲地区の民間診療所跡地の利活用方を検討

寄附を受けた民間診療所跡地の活用方法について
基本計画を策定



地域住民の活動の拠点となる地区交流センター

拠点同士をつなげるネットワークを創る



志太中央幹線

仮宿高田線道路整備事業費 2億7,300万円

クリーンセンター事業等に合わせた道路整備
・ 道路工 L=500m

天王町仮宿線道路整備事業費 2億720万円

仮宿高田線、藤枝バイパスの整備に合わせた道路整備
・ 道路工 L=100m ・ 用地買収 A=614㎡
・ 物件補償 ・ 工事負担金

志太中央幹線道路整備事業費 3,600万円

旧国道1号以南（立花・田中工区）の道路整備
・ 橋梁詳細設計
・ 歩道橋詳細設計

居心地が良く魅力ある都市空間を創る

ふじえだ花回廊事業費

850万円

市内を花で彩るふじえだ花回廊の推進

- ・フジの里親プロジェクト **70周年記念事業**
市民がフジの新品種の開発研究に里親として参画
- ・フラワーアートフェスの開催 **70周年記念事業**
パブリックスペースに市民と協働で花アートを設置
R6.11実施予定

空き家解体・除却事業費

1,800万円

管理不全となる空き家の発生予防

S56.5.31以前に建築され、耐震診断で倒壊の危険性があると診断された空き家の解体経費を支援

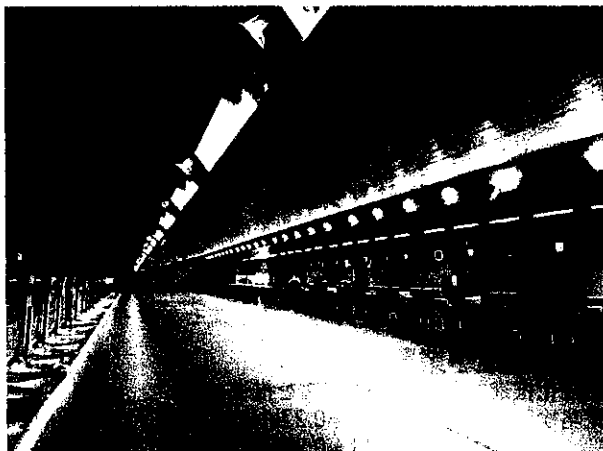
補助額：対象経費の23%以内で上限30万円

相続後3年以内は上限40万円に拡充 **拡充↑**



フラワーアートフェス（イメージ）

ゼロカーボンシティで環境に優しいまちを創る



公共施設のLED化（瀬戸谷屋内競技場）

公共施設等脱炭素化推進事業費

6億5,800万円

公共施設のLED化によるゼロカーボンシティの推進

R6：改修工事

- 地区交流センター（稲葉、西益津、青北、青南、高洲）
- 市民ホールおかべ、大洲プール、郷土博物館・文学館
- 田中城下屋敷、志太郡衝、きすみれ、小学校17校

R6：調査及び実施設計（R7：改修工事）中学校10校 他

森林環境向上に向けた竹林対策の推進

700万円

放置竹林等に対する対策の推進

・竹林対策事業 **New**

- 森林環境向上のための竹林皆伐を実施
- 整備後は森林所有者の管理を促進

・竹林対策事業費補助金

放置竹林防止に取り組む団体等へ伐採、苗木費用を補助
補助率 40%⇒60%（急傾斜地は60%⇒80%） **拡充↑**

ゼロカーボンシティで環境に優しいまちを創る

クリーンセンター整備の推進 4億8,779万円

志太広域事務組合によるクリーンセンターの整備費の負担
 高効率ごみ発電システムの導入や省エネの促進等により、
 消費エネルギーを削減することで、温室効果ガス（CO₂）
 排出量を削減

- ・スケジュール
 - R6 地下工事（杭・基礎）
 - R6～R8 建築工事、プラント工事
 - R8 外構工事、試運転
 - R9.1～ 稼働
- ・建設事業費 255億9,660万円

地域資源を活用したJ-クレジットの促進 165万円

J-クレジット制度を活用したCO₂排出量削減の推進
 J-クレジット制度への登録・認証取得の補助
 市内でのカーボンオフセット循環の仕組みづくりを促進



新たなクリーンセンター（イメージ）

災害に強い強靱なまちを創る



充実した設備で被災地を支援（右上：トイレカー/下：AIシャワー）

地域防災力の強化 3,000万円

- 自主防災会の防災資機材や倉庫の整備を支援
 - ・防災資機材整備費補助金
 - ・防災倉庫整備費補助金
- 補助率 1/2 ⇒ 2/3 ↑ 拡充

中山間地域避難所環境の強化 9,080万円

- 中山間地の避難所への非常用発電設備を整備
 - ・設置工事 瀬戸谷小学校、瀬戸谷中学校
 - 設置済：葉梨西北小学校、朝比奈第一小学校、
藤の瀬会館、いきいき交流センター

無電柱化推進事業費 400万円

- 無電柱化推進計画に基づく整備を推進
 - ・概略検討 藤枝駅青木線 L=0.22km 4地区98号線 L=0.12km
藤枝駅吉永線 L=0.30km

交通事故ゼロのまちを創る

交通安全推進事業費

2,500万円

交通安全日本一に向けた取組を推進

- ・ふじりん交通安全啓発絵本の制作 *New*
- ・園児や小学校低学年向けの交通安全啓発絵本を制作
- ・高齢者運転免許証自主返納手続きのワンストップ化 *拡充↑*
- ・事故発生リスクAI予測データを活用した交通安全教育
- ・自転車ヘルメット購入費の補助

ゾーン30交通安全施設整備事業費

500万円

学校周辺道路等への交通安全施設の整備

- ・カラー舗装、グリーンベルト、路面強調標示等の設置
- ・瀬古地区（青島北小学校地区）



子どもへの交通安全の啓発

II 産業としごとを創る

持続可能な地域産業と人材を創る



勤きやすい職場環境認定事業所のみなさん

勤きやすい職場環境づくり事業費 500万円

企業の働き方改革と男性育児休業の取得の促進

- ・男性育休取得支援助成金
- ・勤きやすい職場環境づくりに取り組む企業の認定制度
- ・勤きやすい職場環境づくり応援フェアの開催 *New*
生産性向上と効率化に向けたDX事例の展示紹介
人材獲得や健康経営をテーマとしたセミナーの開催

従業員労働環境改善事業費 500万円

従業員の労働環境や人材育成を図る企業への支援

- ・労働環境改善、資格取得の支援
- ・熱中症対策グッズの購入支援 *New*
補助対象：市内中小企業が従業員向けに購入する
送風ファン付作業服、冷却ベルト等の購入費
補助率：1/2 上限2.5万円/事業者

持続可能な地域産業と人材を創る

有機農業産地づくり推進事業費 870万円

オーガニックビレッジ確立に向けた取組を推進
有機作物の産地づくりとブランド化及び消費までの循環を確立

- ・オーガニックコーディネーターの設置 *New*
推進体制のマネジメント、有機作物の販路拡大
- ・小中学校及び保育所等へ有機作物の提供
- ・有機茶のJAS認定、残留農薬検査を支援
補助申請回数上限の撤廃 *拡充*

朝比奈玉露承継事業費 600万円

朝比奈玉露ブランドの持続性確保に向けた取組の推進

- ・承継塾の開催 ・首都圏でのPR
- ・肥料・被覆資材購入支援事業費補助金
- ・後継者育成支援事業費補助金 *New*
生産者：承継塾に係る経費、研修生雇用経費
研修生：研修期間中の就農準備資金

〈組織〉

農業振興圏内に「有機農業推進係」を新設
有機作物の産地づくりと産地ブランド化、
また消費までの循環確立等を重点的に推進
お茶のまち推進圏内に「朝比奈玉露振興担当」を新設
朝比奈玉露ブランドの持続力確保に向け、技術承継と規模
拡大、人材育成、プロモーション等を重点的に推進



朝比奈玉露の魅力の普及

独自の基幹的産業・ビジネスを創る

〈組織〉

企業政策課内に「新地域創成担当」を新設
 新地域成長戦略の確立と、その中核拠点して地域経済を
 牽引する広域都心（スマートシティ）の形成を推進

企業間連携ビジネス創出支援事業費 **700万円**

首都圏企業等の誘導、企業間連携で市内産業の成長を促進

- ・フジエタ未来共創会議（スタディツアー＆交流会）
- ・ビジネスプランコンテスト

地域の課題解決や産業の発展に繋がるコンテストを実施

New 優秀プランのビジネス化に向けたコンサルティングを実施 **拡充↑**

新地域成長戦略推進事業費 **1,580万円**

新たな基幹的産業の創出や拠点づくりを推進

食と農×健康・医療を基軸とした新たな産業づくり、
 まちづくりを促進

- ・ビジョンの作成
- ・産業創造研究会の発足



ふじえだイノベーションスタジアム2023（ビジネスプランコンテスト）

産業DXの基盤を創る



市内企業のDX促進に向けたサポート

New

デジタル経営診断事業費 **500万円**

市内企業のデジタル化を支援

- ・デジタルツールを活用したDX診断
 デジタル経営診断ツールを活用し、市内企業各社の
 デジタル化進捗状況を把握
- ・プッシュ型支援の実施
 診断で把握した課題がある企業に助言や導入支援を実施

DX牽引人材育成事業費 **900万円**

市内企業のDXを牽引するデジタル人材を育成

- ・DX人材育成プログラムの提供
 藤枝未来DXスクールを開催し、デジタルを活用した
 業務改善や効率化を進める人材を育成
- ・企業間交流によるデジタル意識の醸成
 ディスカッション形式のセミナーや交流会を開催

将来に向けた行政基盤を創る

市制70周年記念事業の推進

6,500万円

市制施行70周年を記念する各種取組を推進

(主なスケジュール)

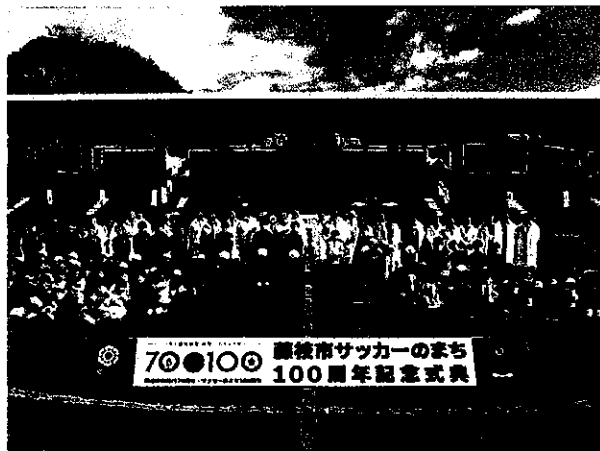
- 4月 ○地産地消 おさんぽマルシェ ○泳げ! みんなの鯉のぼり
○藤枝eスポーツ&プレイス祭 ○博物館「昭和の暮らしと風景展」
- 5月 ○元氣ふじえだ健康ウォーキング
○うぐいす笛で奏でる藤色物語コンサート
- 6月 ○環境フェスタ・消費者フェア2024 ○デジタル都市プランニングチャレンジ
○文学館「コトワザのおしごと展示」
- 7月 ○藤枝市の歴史講座 ○歌うまちふじえだコンサート
○市民活動団体交流会 ○長明と日本舞踊古典の会
- 8月 ○第44回藤枝花火大会 ○おかべあかり展
○文学館「金子みすゞの詩」
- 9月 ○藤枝朝ラマスタグアリア
○藤枝市から世界で活躍できる人材を育てよう!
- 10月 ○蓮華寺池芸術祭 ○村越化石吟句会77-
○ふじえだ産業祭

- 11月 ○市制施行70周年式典 ○7777-アートフェス
○藤枝練人形 干支の絵付け体験教室
○灯りで繋ぐ藤枝宿歴史ライトアップ ○ふじえだ花回廊体験ショー
- 12月 ○藤枝の歴史と未来を感じる創作音楽劇
○70・100thグランドファイナル



市制70周年カウントダウンイベント

将来に向けた行政基盤を創る



藤枝サッカー100周年記念セレモニー

藤枝サッカー100周年記念事業費

3,720万円

藤枝サッカー発祥から100年を記念した事業の推進

- ・特設サッカーミュージアムの開設 New
期間 R6.6~12
場所 市民会館ホール1Fロビー
- ・トップコーチ等の市内小中学生のクラブ等への派遣 New

(藤枝サッカー100周年関連イベント)

- ・第50回全国自治体職員サッカー大会 (7月)
- ・第51回JC杯争奪全国少年少女サッカー大会 (8月)
- ・第32回全国PK選手権大会 in Fujieda (8月)
- ・O-70 藤枝ニア草サッカー大会 商工会議所会頭杯 (9月)
- ・商店街サッカー大会 (10月) ・JFA O-40ニアサッカー大会 (11月)
- ・市長杯フェアースサッカー大会 (12月)

Ⅲ ひとの流れを創る

移住・定住の大きな流れを創る

東京圏からの移住・就業の促進 1,320万円

就業を通じた移住の促進

・地方就職学生支援事業費補助金 *New*

地元企業への就職活動に参加するための交通費を補助

対象者：東京圏のキャンパス在学の
卒業年度の学部生

補助対象：地元企業の選考面接に要した交通費

補助率：1/2 上限5,940円 1回限り

・移住・就業支援事業費補助金

東京圏から本市に移住し就業した者等に支援金を交付

単身世帯：60万円

2人以上世帯：100万円

18歳未満の子ども1人につき100万円加算



東京圏から就職活動をする学生への支援

移住・定住の大きな流れを創る



空き家のリフォーム（改修前/改修後）

空き家活用・流通促進事業費 7,100万円

空き家の流通促進を通じて移住定住を推進
 ・空き家（中古マンション含む）購入、改修・移転に補助
 補助率等：対象経費1/2 最大200万円
 子育て世帯の市内転居（取得）30万円⇒40万円 **拡充↑**

新婚生活サポート推進事業費 2,000万円

結婚時の住居費や引っ越し費用等を補助
 ・所得500万未満 29歳以下 最大80万円
 ・所得500万未満 30歳以上39歳未満 最大50万円
 ・所得500万以上600万未満 29歳以下 最大30万円
 対象要件
 3/1～翌年3/31までに婚姻した夫婦
 ⇒1/1～翌年3/31までに婚姻した夫婦 **拡充↑**

独自の資源を活かして交流人口・関係人口を創る

New

観光DX事業費 6,000万円

旅行者の利便性向上と市内消費を促進
 官民一体となった観光DX推進体制を構築
 ・市内の観光情報の一元化した発信
 ・体験等の予約～決済までをシームレスに行う環境の整備
 ・AIによるモデルコースの提案
 ・観光消費と人の流れの見える化

コンベンション等誘致促進事業費 1,300万円

コンベンション誘致による観光振興や市内経済を活性化
 ・コンベンション等実施事業費補助金
 ・プロスポーツ観戦宿泊費補助金
 ・スポーツ大会参加宿泊費補助金 *New*
 対象となるスポーツ大会の参加者で市内に宿泊する者に、
 1泊最大2千円（宿泊費1千円+市内購買費1千円）を補助

（組織）

スポーツ文化観光部内に「観光交流統括監」を新設
 民間の有するマーケティングスキルや企画力（O2OやSNS等）
 等の専門的ノウハウを活用し、観光交流戦略を推進
 観光交流政策課内に「観光交流推進担当」を新設
 法人化する観光協会との連携を強化し、一体的かつ戦略的
 に観光まちづくりを推進（観光協会事務局長を兼務）



スポーツ合宿等の誘致の推進

独自の資源を活かして交流人口・関係人口を創る



行燈による趣のあるライトアップ

東海道ブランド化推進事業費

600万円

- 東海道関連遺産のブランド化と情報発信の推進
- ・日本遺産・茶文化発信拠点イベントの開催 *New*
旧東海道日本遺産・茶文化発信拠点でイベントを実施
オリジナルブランド「駿州堂」のマルシェ
浮世絵体験、日本遺産PR展示等
 - ・インバウンド向け東海道周遊動画制作 *New*
外国人YouTuberが旧東海道を周遊し、体験した
茶文化等の動画を英語版で制作。SNS等で発信
 - ・藤枝宿ライトアップ **70周年記念事業**
藤枝宿内の寺社のライトアップ（5か所）及び
プロジェクションマッピング（3か所）を実施

国内外の都市との戦略的な交流を創る

友好都市等との交流の推進

624万円

- 友好都市、姉妹都市との国際交流を促進
- ・ペンリス市姉妹都市提携40周年事業 *New*
記念式典の開催（11/2）
こども向け絵本の制作
 - ・国内外の友好都市等との交流会

次世代環境リーダー育成事業費

105万円

- 高校生がクリーンエネルギー先進地ハワイ州で学習
- 市内高校生がハワイ州で環境政策を学ぶとともに、自ら考え行動する力や国際感覚を養う研修を実施
- ・市内在学高校生 6名
 - ・論文による選考、事前研修、成果発表 等
- 市内企業の協賛、（一社）静岡県環境資源協会との連携協力により実施



ペンリス市代表とのトップ会議（オンライン）

地域で活躍する人を創る

外部人材の活用

1億4,327万円

外部人材のノウハウや人脈などを市政に活用

- 地域活性化起業人等
 - ・首都圏企業や人材の誘導
 - ・公園の魅力づくり
 - ・食と農のまちづくり
 - ・観光交流の推進 *New*
 - ・食を通じた健康づくり *New*
 - ・DXの推進
- 地域おこし協力隊
 - ・シティプロモーションの推進
 - ・移住定住の推進
 - ・観光交流の推進
 - ・蹴球都市ふじえだの推進
 - ・中山間地域の活性化
 - ・商店街の活性化
 - ・中心市街地の活性化
 - ・6次産業の推進 *拡充*
 - ・音楽のまちの推進 *New*



女子サッカーの普及促進を図る地域おこし協力隊員

地域で活躍する人を創る



多くの市民が学ぶ藤枝市民大学

藤枝市民大学事業費

1,650万円

多様な学びのニーズに応える講座を市民大学として展開

- ・一般教養コース
社会生活における基礎知識や郷土藤枝について学習
- ・リカレント教育コース
社会人等を対象にキャリアアップに役立つ講座を実施
- ・資格取得・リスキリングコース *New*
ビジネスや社会活動で活用できる資格取得を促進
実践的なビジネススキル等を習得する講座を実施
- ・経営者から学ぶ特別講座 *New*
首都圏企業経営者等から働きやすい職場づくりや
人材育成、新規事業立ち上げ等に係る特別講座を実施

スポーツ・文化を活かしたまちを創る

New

シティ・トレセン構想推進事業費 1,000万円

- スポーツ振興と経済波及へ独自のスポーツ交流戦略を推進
- ・多様なスポーツ活動、交流の創出
 - ・プロスポーツを核としたホームタウンまちづくりの推進
 - ・スポーツを通じた地域資源の有効活用



世代を超えたスポーツ交流

New

市民会館ピアノ購入事業費 2,000万円

- 市民会館へフルコンサートピアノを整備
既存ピアノの老朽化に伴う新たなピアノの購入
- 機種 : KAWAI SK-EX
(フルコンサートピアノ)

R6.11 市制70周年記念式典で初演奏を予定

IV 健やかに暮らし活躍できる まちを創る

こども・子育てに優しいまちを創る

New

保育士等の働きやすい環境づくり事業費 1,660万円

- 保育施設等の人材確保と職場環境向上を促進
- ・保育士養成校と保育施設等との交流
 - ・保育士・幼稚園教諭等人財バンクの運営強化
 - ・保育士等の魅力発信 等

New

保育士等キャリアアップ支援事業費 250万円

- 技術や知識を備えた保育士の育成を支援
- 国が定めた保育士等キャリアアップ研修ガイドラインに基づく7分野の研修を近隣市と連携し、分担して実施

New

こどもにやさしいまちづくり推進事業費 500万円

- こども基本条例に基づく取組を推進
- ・市こども会議キックオフイベント
 - ・“世界子どもの日” (11/20) イベント



健やかなこどもを育む保育士

こども・子育てに優しいまちを創る



(仮) 岡部みわ保育園 (イメージ)

(仮) 岡部みわ保育園整備事業費 4億3,300万円

- 特色ある子育て支援施設の整備の推進
- 建設事業費 5億839万円
- R5.10～ 建設工事 R7.4 供用開始予定

発達に課題のある園児に対する支援 3億4,800万円

- 幼児教育・保育の充実に向け施設への支援を実施
- 幼稚園、認可保育所、認定こども園の手厚い保育を支援
- 障害児等の保育経費の市独自補助を加算 **拡充**↑

New

発達に課題のあるこどもの居場所づくり 1,150万円

- 発達に課題があり不登校等となっているこどもの居場所づくり
- 小中高校に行けない、行かない発達に課題があるこどもが生活習慣、学習習慣等を育むことができる居場所を創設
- ・人や社会と関わる力を高めるプログラム
 - ・発達段階に応じた学習支援 ・企業や地域との交流

こども・子育てに優しいまちを創る

こども医療費の助成

6億9,500万円

- 18歳までのこどもの医療費を助成
- ・通院自己負担分の無償化
 - ・入院時食事療養費の無償化
- 施行時期：R6.10～
⇒こども医療の完全無償化 **拡充↑**



こどもが安心して受診できる環境

児童手当等の支給

27億2,350万円

家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を支援

- 児童手当
 - ・所得制限の撤廃 **拡充↑**
 - ・支給期間延長 中学生まで⇒高校生まで **拡充↑**
 - ・第3子以降給付費 1.0万円～1.5万円⇒一律3万円 **拡充↑**
 - ・第3子加算の支給要件緩和 **拡充↑**
- 児童扶養手当
 - ・所得制限の緩和 **拡充↑**
 - ・第3子以降の加算額を第2子と同額に引き上げ **拡充↑**

質の高い教育と学び続けられるまちを創る



部活動の様子（女子ソフトボール）

特別支援教育支援員等活用事業費

2億580万円

- こどもの実態に合わせた個別対応ができる支援員を配置
- ・特別支援教育支援員
 - ・学校看護師
 - ・学校生活支援員
 - ・登校支援教室指導員
- 全中学校に加え、新たに青島小、高洲小に配置 **拡充↑**

通級指導教室活用事業費

765万円

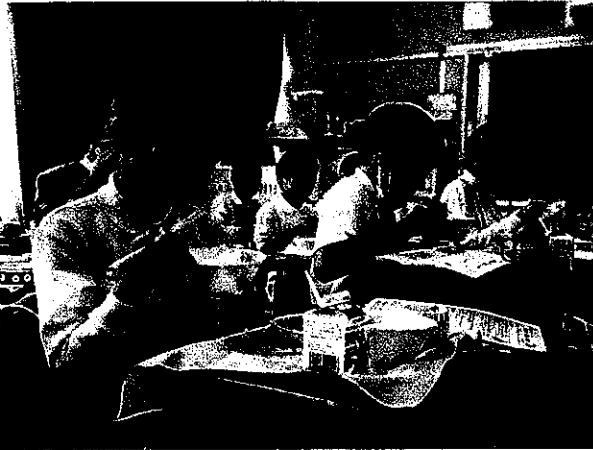
- 発達に課題のある児童生徒の個に応じた支援を実施
- ・小学校通級指導教室、サテライト指導
 - ・中学校通級指導教室の開設 **New**
- 学習障害（LD）指導を中心とした教室を1教室設置

部活動地域移行推進事業費

325万円

- 部活動の段階的な地域移行を推進
- ・部活動エリア方式（4つのエリアに集約）の実施
 - ・部活動セントラル方式（全校から参加可能）の試行 **New**

質の高い教育と学び続けられるまちを創る



学校での給食の様子

New

学校給食の公会計化

6億5,500万円

安全安心でおいしい学校給食を提供
私会計で実施している学校給食費を、市の一般会計
での取扱に移行

- ・高騰食材の購入支援 5,500万円
物価高騰により給食費で賄えない食材費を支援し、
保護者負担を軽減。

新学校給食センター整備事業費

5億1,000万円

新たな給食センターの整備の推進

- R6 用地取得
- R6~7 用地造成
- R7~ 建設工事
- R10 稼働

健康長寿のまちを創る

任意予防接種費

1,500万円

任意接種を希望する対象市民の予防ワクチンの接種を促進

- ・男子HPVワクチン New ★県内初★
対象：小6~高1相当年齢の男子 補助率1/2 上限8千円
- ・おたふくかぜワクチン New
対象：1歳児、年長児 補助率1/2 上限3千円

歯周病検診の推進

1,100万円

口と歯の健康づくりを推進

- 内容：問診、口腔内検査
- 対象：40歳から70歳までの5歳刻み年齢
20歳、30歳を対象年齢に追加 拡充↑

成年後見制度利用促進事業費

2,100万円

認知症の人等に対応する成年後見制度の利用を促進

- ・成年後見支援センター
相談体制の強化 社会福祉士1名⇒2名 拡充↑
成年後見制度に係る相談、利用支援、講演会の実施 等



予防接種の推進

安定・安全で高度な医療体制を創る



市立総合病院で活躍する薬剤師

〈組織〉

「呼吸器センター」を新設

増加が見込まれる呼吸器疾患に対応し、教育と研究、診療をシームレスに行う体制を構築

(病院事業会計)

高度医療機器等の導入

5億200万円

医療機器の更新・整備

- ・MRI
- ・人工心肺装置
- ・インペラ
- ・ジェットウォッシャー

(病院事業会計)

各種修学資金の貸付

3,300万円

医療従事者の確保に向けた学生への資金貸付

看護学生及び薬学生への修学資金の貸付

(市立総合病院へ就職の際は、返済免除)

R6から薬学生を新たに追加 *New*

市民誰もが安心して暮らし活躍できるまちを創る



置き配に対応した宅配ボックス

地域防犯活動推進事業費

700万円

安全安心なまちづくりを推進

- ・警察と連携した犯罪多発地域への防犯カメラの設置
- ・自転車盗難防止啓発用タグの設置 *New* ★県内初★
無施錠の自転車に盗難防止を啓発するタグを貼付
- ・宅配ボックス設置費補助金 *New* ★県内初★
置き配用宅配ボックスの設置を支援
(補助率1/2上限2万円)

包括的相談支援事業費

1,700万円

複雑化複合化する支援ニーズに対応する相談支援体制を強化

- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施 *New*
地域とのつながりから潜在的な相談者を把握し、
支援が届いていない人に支援を実施
支援者と本人との信頼関係を構築

市民誰もが安心して暮らし活躍できるまちを創る

高齢者路線バス乗車券等交付事業費 1,500万円

高齢者の社会参加を促進

- ・バス回数券又はタクシー回数券3千円分の配布
住民税非課税世帯の70歳以上の高齢者を対象に配布
新たにタクシー券を追加し、バス券との選択制に **拡充**↑

移動支援サービス推進事業費 798万円

高齢者等の足を確保し、外出・活動を支援

- ・外出・活動支援デマンドバス「足すと号」の運行
- ・仲間乗りタクシー「タクさん乗るさ」の運行 *New*
地区社協・自治会がタクシー事業者と契約。利用者が
運行計画を作成し、仲間に乗って外出
補助率：運行経費の3/4 上限20万円
- ・交通空白地域等通院送迎支援事業費補助金
- ・自家用有償運送事業費補助金



自家用有償運送（福祉）車両

3 その他の取組

新公共経営プロジェクトチーム

まちづくりのターゲット世代である若手職員が柔軟な発想や感性を発揮し、市政の改革・発展につながる施策を市長に提言

地域活力向上に向けた新たな魅力づくり

「生産年齢人口の増加に向けて」

- ・“学生、働く若者世代”へ向けた広域的な就職支援
- ・“子育て世帯”を惹きつける教育環境

「市内消費の拡大に向けて」

- ・藤枝の新たなブランディング×来訪のきっかけづくり
- ・媒体の発信力活用



分類	提言事項	令和6年度 実施内容	予算額
“学生、働く若者世代”へ向けた広域的な就職支援	就活者への交通費補助制度の創設	本部が都内にある大学の東京圏のキャンパスへ4年以上在学する卒業年度であって、要件を満たす移住・就職する者が選考面接に要した往復交通費を補助	30万円
藤枝の新たなブランディング×来訪のきっかけづくり	新たなスポーツツーリズムの確立	スポーツを核とした滞在型のまちづくりに向け、多様なスポーツに関わる活動と観光の誘導を推進	1,000万円

ふじえだガールズ・ミーティング



女子学生が若い女性ならではの視点で、女性が輝き活躍できる施策を提案



提言内容	市施策への反映
地域固有の魅力発信強化による交流人口拡大 周年イヤーを機に、改めて固有の資源に光を当て、磨きをかけて発信し、交流人口を呼び込む	市制70周年記念事業 4,380万円
地域産業の価値向上とPR力の強化 市内事業者の魅力ある商品を掘り起こし、多角的に新たな価値を吹き込んで認知度と販売力を高める	企業間連動ビジネス創出支援事業 700万円
多様な人材が活躍し、チャレンジできる環境の整備 藤枝の魅力を高めるため、多様性を重視し、新しい視点のビジネスを生み出す	起業・新ビジネスチャレンジ支援事業 300万円

地域資源を使った商品開発・販売会の実施

「藤枝の新しい魅力を発信する」をテーマに、地域の魅力を発信し、市民や市内事業者へ取材を重ね商品を開発。開発した商品・イベントのプロモーションを行い、販売会を実施

第2弾街かチャin藤枝の企画

多世代が楽しみ、まちを盛り上げることを目的に、市民・職員ペアアンケート調査を行い、街かチャのテーマを設定

女性活躍推進会議 フジエンヌ

各部局から選出された女性職員が働きやすい職場環境づくりに向けて調査研究を行い、施策を市長に提言
 令和5年度に引続き男性職員との合同会議を設け、男女が共に仕事と家庭を両立できる働きやすい職場環境づくりに向けて調査研究を実施

「今日も一日がんばるかな」と 思える職場づくり

～働き方の新時代～ 職員のウェルビーイング※を高める職場に！



課題	提言事項
フォロー可能な体制を築く	マネジメントの強化 情報共有する時間を持つ
多様な働き方を促進	個々の事情により選択できる 制度の周知・導入
やりがい・モチベーションを高める	評価とフィードバックの徹底 職員の個性や強み等を理解する

令和6年度 実施内容
若手職員を対象にマネジメントスキルを培う研修を実施 グループウェアを活用した情報共有の徹底
テレワーク、変則勤務時間制等の周知 時差勤務制度導入に向けた調査・研究
フォローアップ面談の時期・対象等の見直し、徹底 職員の強みをデジタルツールにより診断し、組織における活かし方等を学ぶ研修を実施

会話・相談できる 職場環境を作る	雑談できる雰囲気を作る
---------------------	-------------

フリーアドレス導入に向けた調査・研究、試行

※心身が健康で、社会的にも満たされた状態



藤枝市
Fujiida City



藤枝市制施行70周年・サッカーのまち100周年



藤枝市
Fujiida City



藤枝市制施行70周年



Fujiida
Local
SDGs



市長 北村 正平

“幸せになるまち”藤枝へ

市民の皆様が
 幸せを実感し
 希望を持てる
 まちに向け
 次の時代を
 切り拓いていきます

令和6年度 当初予算案の概要
 藤枝市 財政経営部 財政課

令和6年4月吉日

各自治会長様
各町内会長様

交通安全協会藤枝地区支部
事務局 長

令和6年度地区集会所等への車両駐車をお願い

拝啓 陽春の候、皆様におかれましてはますます御清祥のことと心からお喜び申し上げます。

平素は交通安全活動に深い御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当地区支部では、地域における交通事故ゼロを目指し、朝の通勤・通学時間帯の街頭活動や子供と高齢者に対する交通安全教室などの活動を通じた交通安全指導を実施しております。

当地区支部の交通安全指導員がこれらの活動を実施する際には車両での移動が伴います。つきましては各地区集会所等の駐車場に車両を駐車させていただきたくお願い申し上げます。

使用する車両には車体に「交通安全協会・藤枝地区支部」と明記されております。

また1回の活動時間は概ね1時間から2時間程です。

各自治会長及び町内会長の皆様には、活動の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

なお、車両を駐車させていただく際は事前の連絡はいたしませんので、御了承ください。

今後とも交通安全協会の活動に御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

敬具

連絡先

交通安全協会藤枝地区支部

事務局長 高井 ・ 交通安全指導員 寺尾

TEL 641-2011